

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月17日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型 3兆円を上限とします。 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型 3兆円を上限とします。 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型 3兆円を上限とします。 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

これらを総称して「グローバルESGバランスファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」、「隔月分配型」の各ファンドを総称して「隔月分配型」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「ブルー・アース」とします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）

分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年2月18日から2027年2月17日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国（新興国を含みます。）の株式¹、先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等²、米ドル建ての新興国国債等³、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券⁴を実質的な主要投資対象⁵とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

- 1 DR（預託証券）を含みます。DRはDepositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- 2 期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。
- 3 国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。
- 4 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（総称して「REIT」といいます。）、ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。なお、REITおよびETFを合わせて上場投資信託証券といえます。
- 5 「実質的な主要投資対象」とは、「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」、「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」、「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」、「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

「グローバルESGバランスファンド」は、分配頻度、為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。

- ・「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。
- ・「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドは、ESG を投資対象選定の主要な要素としており、「投資方針」にその詳細を記載しています。

ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

信託金の限度額

信託金限度額は、各ファンドにつき1兆5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額

を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)		
	年4回	日本		あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	(部分ヘッジ (高位))
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))		中南米		
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ (高位))
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型）

《《商品分類表》》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

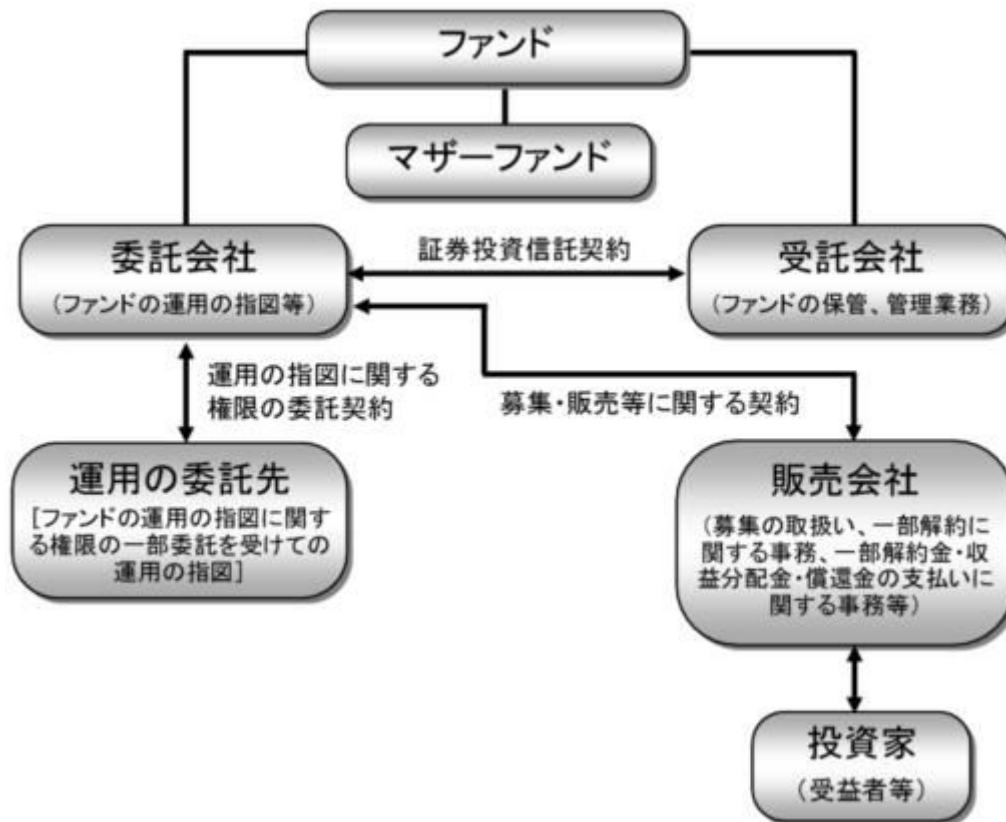
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

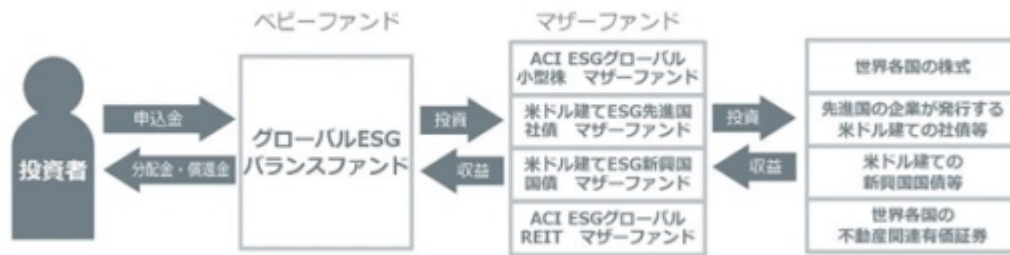
2020年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジあり) 年2回決算型	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジなし) 年2回決算型	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジあり) 隔月分配型	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジなし) 隔月分配型
マザーファンド (親投資信託)	ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド 米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド ACI ESGグローバルREIT マザーファンド			
委託会社 (委託者)	野村アセットマネジメント株式会社			
受託会社 (受託者)	野村信託銀行株式会社			
運用の委託先	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク (American Century Investment Management, Inc.) ノムラ・アセット・マネジメント・U.K.・リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)			

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



委託会社の概況(2025年12月末現在)

- ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・資本金の額

17,180百万円

- ・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

- ・大株主の状況

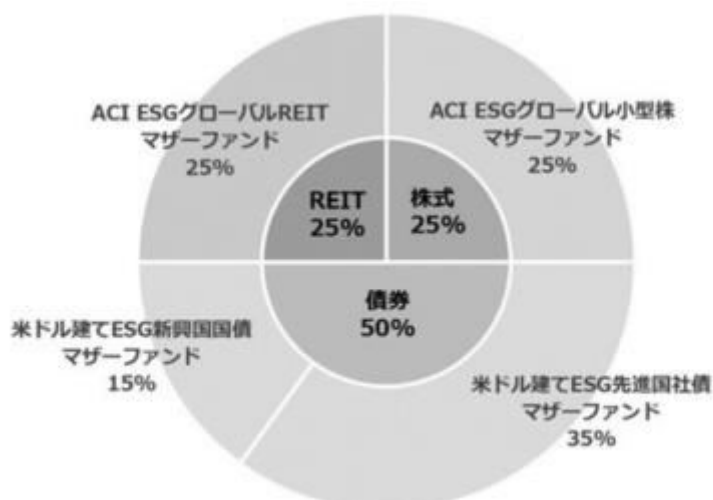
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「グローバルESGバランスファンド」は、分配頻度、為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。

各マザーファンドの運用にあたっては、ESGの観点から投資する銘柄を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とします。



ファンドにおける銘柄選定

原則としてファンドが組み入れる各マザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とします。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。

「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。

「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」について

- ・ 信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・ 世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・ 組入銘柄の選定にあたっては、小型株のうち成長の持続性や株価バリュエーション等に注目した分析で上位に位置する銘柄に対し、ESG等の観点も加えた綿密なファンダメンタルズ分析を行いません。
- ・ 効率的な運用を行なうため、ETFを活用する場合があります。
- ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ESGスコアの活用

マザーファンドは、ACIのESGリサーチ・フレームに基づき、投資対象銘柄のESG特性を評価の上 ESGスコアが相対的に高い銘柄を中心に投資を行いません。また、ESGスコアの改善が見込まれるものの足元のESGスコアが相対的に低い銘柄（以下、「ESGスコア改善トレンド銘柄」と言います。）にも投資します。ESGスコア改善トレンド銘柄にはエンゲージメントを行ないそのESG特性の向上に努めます。ACIのESGリサーチ・フレームは後述をご参照ください。

特定銘柄の除外

国際的な規範から大きく外れる銘柄や、兵器に関連する銘柄への投資は行いません。

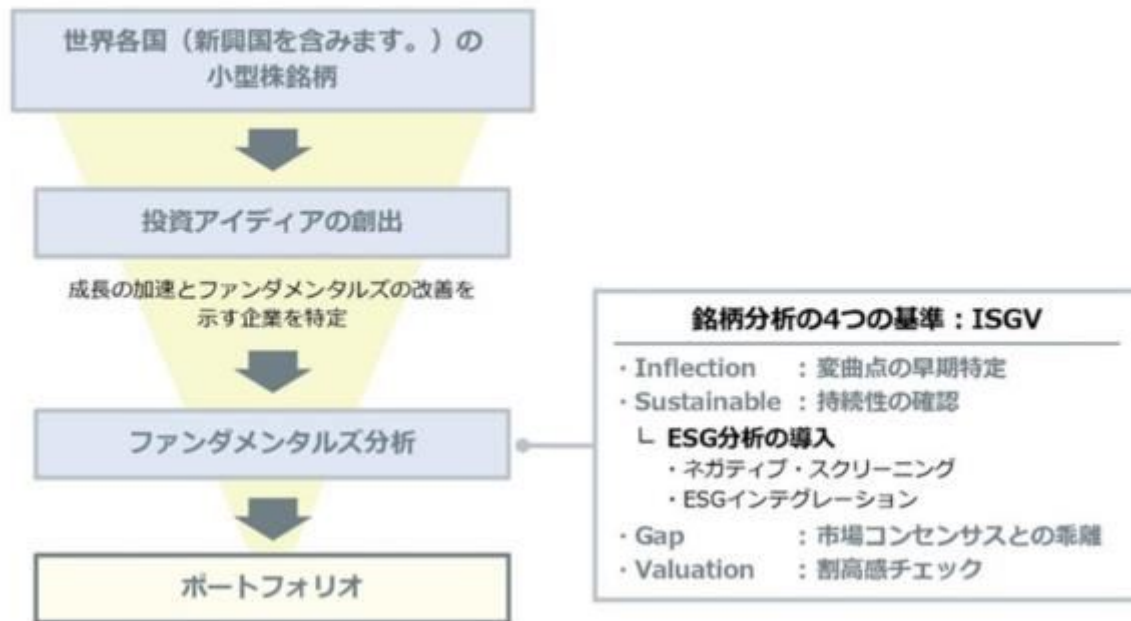
マザーファンドにおける銘柄選定

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

■投資プロセス■

運用プロセスに「ネガティブ・スクリーニング」と「ESG インテグレーション」を組み入れ、ESG 分析による成長の持続性を確認し、株価のダウンサイドリスクを抑制して銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」について

- ・ インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・ 先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。）（「米ドル建て先進国社債等」といいます。）を主要投資対象とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建て先進国社債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、クレジットアナリストによる定性評価、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。

- ・ 市場環境、流動性等を勘案して、米国国債等にも投資する場合があります。なお、米国国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

- ・ ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。
- ・ 銀行が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ESGスコアの活用

マザーファンドでは、野村アセットマネジメント独自のESGスコアである「環境スコア」と「気候変動リスクスコア」を活用して、企業の環境に与える影響度合いおよび気候変動等による企業のリスクを評価します。投資対象となる銘柄群における「環境スコア」と「気候変動リスクスコア」がそれぞれ下位30%に属する銘柄には投資を行いません。

マザーファンドにおける銘柄選定

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

■ 投資プロセス ■

投資対象となる企業や国の環境問題への取り組み等をスコア化して、評価の低い銘柄を除外する仕組み（ネガティブ・スクリーニング）を、運用プロセスに組み入れています。クレジットアナリストによる定性評価やファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」について

- ・ 安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・ 米ドル建ての新興国国債等（国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建ての新興国国債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、ファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

格付は、S&P、Moody ' sのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。

- ・ 市場環境、流動性等を勘案して、米国国債にも投資する場合があります。なお、米国国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
- ・ ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格相当以上とします。

- ・ 国債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ESGスコアの活用

マザーファンドでは、野村アセットマネジメント独自のESGスコアである「環境スコア」と「政策持続性スコア」を活用して、銘柄の絞り込みを行いません。投資対象となる銘柄群における「環境スコア」と「政策持続性スコア」がそれぞれ下位30%に属する銘柄には投資を行いません。

マザーファンドにおける銘柄選定

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

■ 投資プロセス ■

投資対象となる企業や国の環境問題への取り組み等をスコア化して、評価の低い銘柄を除外する仕組み（ネガティブ・スクリーニング）を、運用プロセスに組み入れています。クレジットアナリストによる定性評価やファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」について

- ・ 高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・ 世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
- ・ REITへの投資にあたっては、サステナブル（持続的成長）テーマに着目し、成長力の高いグローバル・リートに投資を行いません。
- ・ 組入銘柄の選定にあたっては、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせることでポートフォリオを構築します。個別銘柄の分析にあたってはESGの観点も加え、独自のESGテーマに沿う銘柄のみを投資候補銘柄とします。

- ・株式への投資にあたっては、REITが転換したもののまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。
- ・効率的な運用を行なうため、不動産に関連するETFを活用する場合があります。
- ・REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

サステナブル（持続的成長）テーマ投資

マザーファンドでは、「持続可能な生活」、「ヘルスケア」、「デジタルイゼーション」および「気候変動への対応」の4つのサステナブルテーマのいずれかに適合する銘柄に投資することを基本とします。

マザーファンドにおける銘柄選定

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

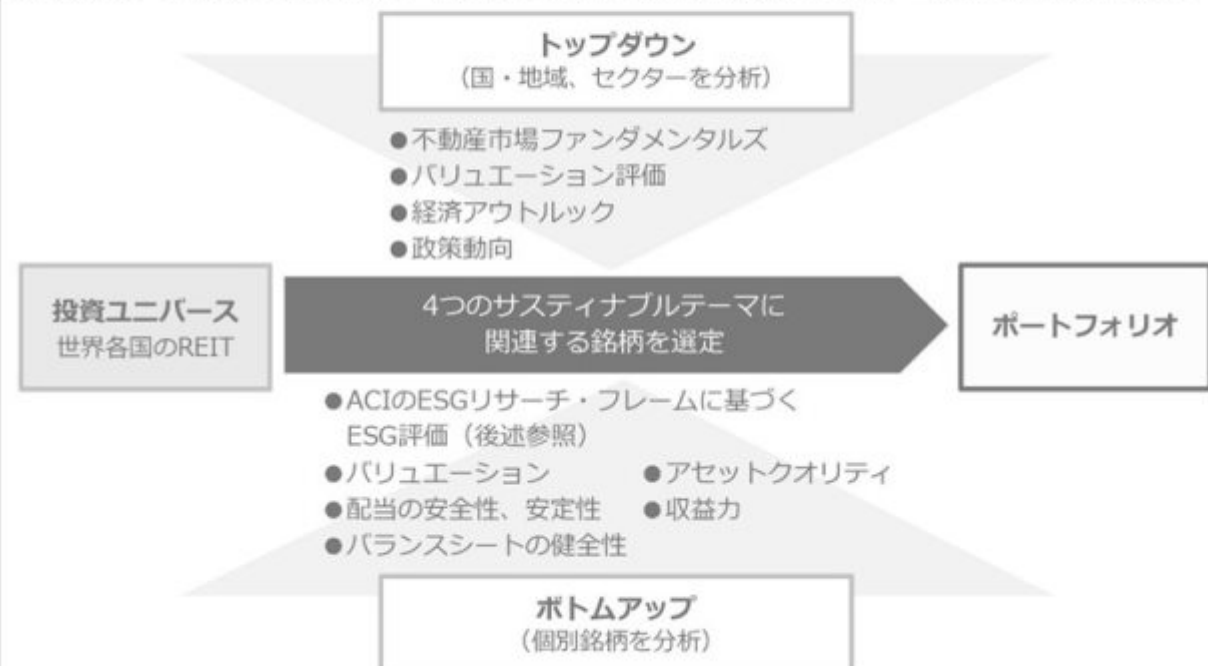
* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

■ 投資プロセス ■

ファンド独自の4つのサステナブル（持続的成長）テーマに関連する銘柄を選定後、トップダウン・アプローチによる国・地域・セクター分析^{※1}と、ボトムアップ・アプローチによるESG評価を含む個別銘柄分析^{※2}を行ない、投資銘柄を選定します。

※1 世界各投資対象地域の経済、政策動向、為替相場、不動産市場の見通しなどを含みます。

※2 バリュエーション、アセットクオリティ、配当の安全性・安定性、収益力、バランスシートの健全性などを含みます。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

ACIのESGリサーチ・フレーム（ACI ESGグローバル小型株 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド）

個別企業の評価については、独自のツールを用いてESGに関するリスクを定量的に評価するとともに、企業の開示情報を分析することで定性的にも評価します。最終的に、E・S・Gの評価を企業が所属するセクターごとに規定されているウェイトを乗じて足し合わせることで、3段階の「ESGシグナル」が付与されます。加えてその変化についても3段階の評価「ESGトレンド」として付与されます。

個別企業の評価事例

		ESGシグナル	ESGトレンド
総合評価		オーバーウェイト	安定
E（環境）	40%	オーバーウェイト	ポジティブ
S（社会）	15%	オーバーウェイト	ポジティブ
G（ガバナンス）	45%	オーバーウェイト	安定

E・S・Gの各ウェイトは所属するセクターにより異なります。

ESGシグナル	ESGトレンド
<p>ESGに関するリスクを、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーウェイト（同業他社を上回っている） ・ マーケットウェイト（セクター平均） ・ アンダーウェイト（同業他社を下回っている） <p>の3段階で評価します。</p>	<p>企業のESGプロファイルが過去3年間で改善した、または、改善するかを予測し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブ（改善している） ・ 安定（改善も悪化もしていない） ・ ネガティブ（悪化している） <p>の3段階で評価します。</p>

（出所）ACI提供資料より野村アセットマネジメント作成

スチュワードシップ方針

<米ドル建てESG先進国社債 マザーファンドおよび米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド>

各マザーファンドでは、ESG課題を持つと考える債券の発行体に対して、課題解決に向けた提案を実施していきます。

野村アセットマネジメントは日本版スチュワードシップ・コードに署名しており、2011年には国連責任投資原則にも署名しています。また、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドはUK Stewardship Codeに準拠した運営を行なっています。

野村アセットマネジメントのスチュワードシップ方針およびノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドのエンゲージメント方針の詳細は、以下のサイトにアクセスいただくとご覧いただけます。

*野村アセットマネジメントのスチュワードシップ方針（「運用における責任投資の基本方針」）

https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/basicpolicy.html

*ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドのエンゲージメント方針

以下のサイト（「野村アセットマネジメントの責任投資」）より、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドのサイト（英語）にアクセスいただくとご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/#namuk>

<ACI ESGグローバル小型株 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド>

各マザーファンドでは、議決権行使とエンゲージメント（対話）を通じて、投資先企業の企業価値向上に資する、長期的な株主利益を尊重した経営を行なうよう求めます。

野村アセットマネジメントが議決権行使を担当し、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクがエンゲージメントを担当します。

*アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクのエンゲージメント方針の詳細は、以下のサイト（「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」）内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「グローバルESGバランスファンド」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクのサイトにアクセスいただくとご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4>

「グローバルESGバランスファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

各マザーファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の委託先に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

	ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド
委託する範囲	株式等の運用の一部	不動産関連有価証券等の運用の一部
委託先名称	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク (American Century Investment Management, Inc.)	

委託先所在地	米国 ミズーリ州 カンザスシティ	
	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド
委託する範囲	公社債等（ハイブリッド証券を含みます。）の運用の一部	国債等の運用の一部
委託先名称	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	
委託先所在地	英国 ロンドン市	

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクについて

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクは、1958年にカンザスシティを本拠地として設立された運用会社です。長期的な視点でのアクティブ運用に定評があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド、米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド、米ドル建てESG新興国国債 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条及び第23条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
 - ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券および金融商品の指図範囲等（信託約款）

() 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社

を受託者として締結された親投資信託であるACI ESGグローバル小型株 マザーファンド、米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド、米ドル建てESG新興国国債 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

22．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

23．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

() 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7．日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8．流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9．リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

(参考) マザーファンドの概要

(ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

組入銘柄の選定にあたっては、小型株のうち成長の持続性や株価バリュエーション等に着目した分析で上位に位置する銘柄に対し、ESG等の観点も加えた綿密なファンダメンタルズ分析を行ないます。

ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

効率的な運用を行なうため、ETFを活用する場合があります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク(American Century Investment Management, Inc.)に、当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）を含みます。）（以下「米ドル建て先進国社債等」といいます。）を主要投資対象とします。なお、米国国債等にも投資する場合があります。

(2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建て先進国社債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、クレジットアナリストによる定性評価、ESG¹評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

1 ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

市場環境、流動性等を勘案して、米国国債等にも投資する場合があります。なお、米国国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

ポートフォリオの平均デュレーション²は、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

2 投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。

銀行が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）に、当ファンドの公社債等（ハイブリッド証券を含みます。）の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

米ドル建ての新興国国債等（国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。）を主要投資対象とします。なお、米国国債にも投資する場合があります。

（2）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてB格相当以上の格付（格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建ての新興国国債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、ファンダメンタルズ分析、ESG 評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びGovernance（統治）の総称です。

市場環境、流動性等を勘案して、米国国債にも投資する場合があります。なお、米国国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格相当以上とします。

国債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）に、当ファンドの国債等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ACI ESGグローバルREIT マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。

ファンドにおいて不動産関連有価証券とは、世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（以上を総称して「REIT」といいます。）ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。なお、REITおよびETFを合わせて上場投資信託証券といいます。

（2）投資態度

REITへの投資にあたっては、サステナブル（持続的成長）テーマに着目し、成長力の高いグローバル・リートに投資を行ないません。

組入銘柄の選定にあたっては、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づく

トップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせるポートフォリオを構築します。個別銘柄の分析にあたってはESGの観点も加え、独自のESGテーマに沿う銘柄のみを投資候補銘柄とします。

ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

株式への投資にあたっては、REITが転換したもまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

効率的な運用を行なうため、不動産に関連するETFを活用する場合があります。

REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク(American Century Investment Management, Inc.)に、当ファンドの不動産関連有価証券等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

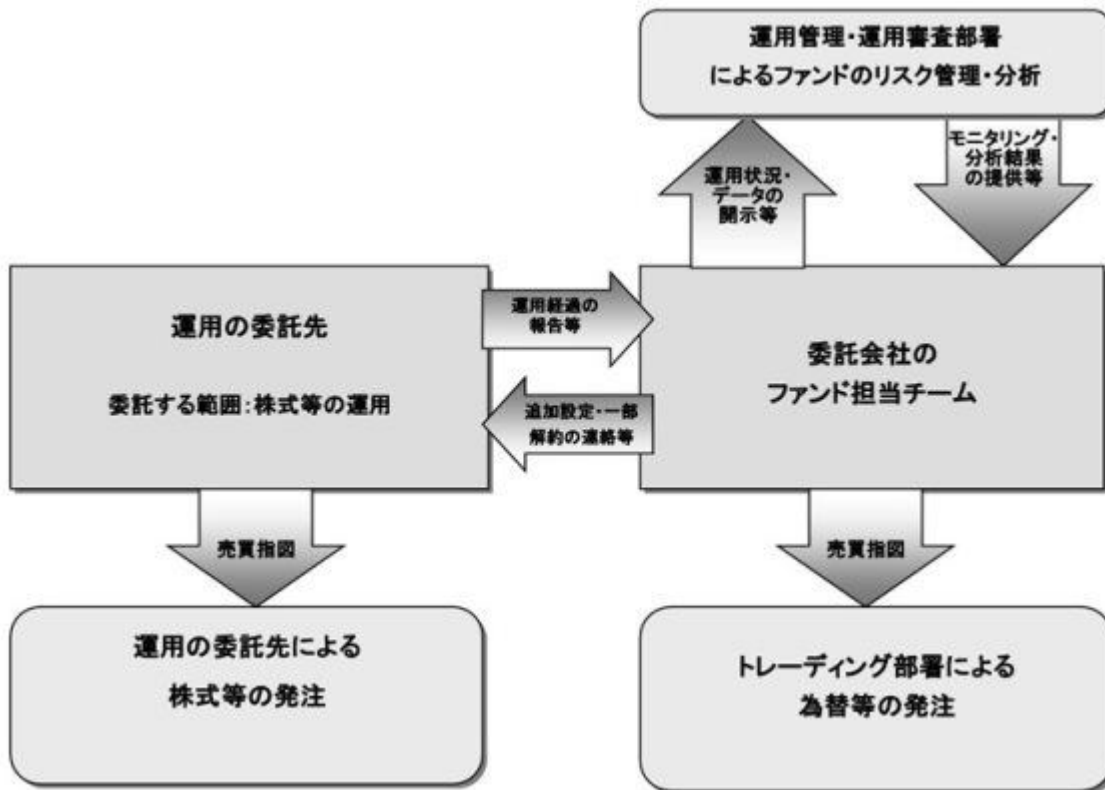
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

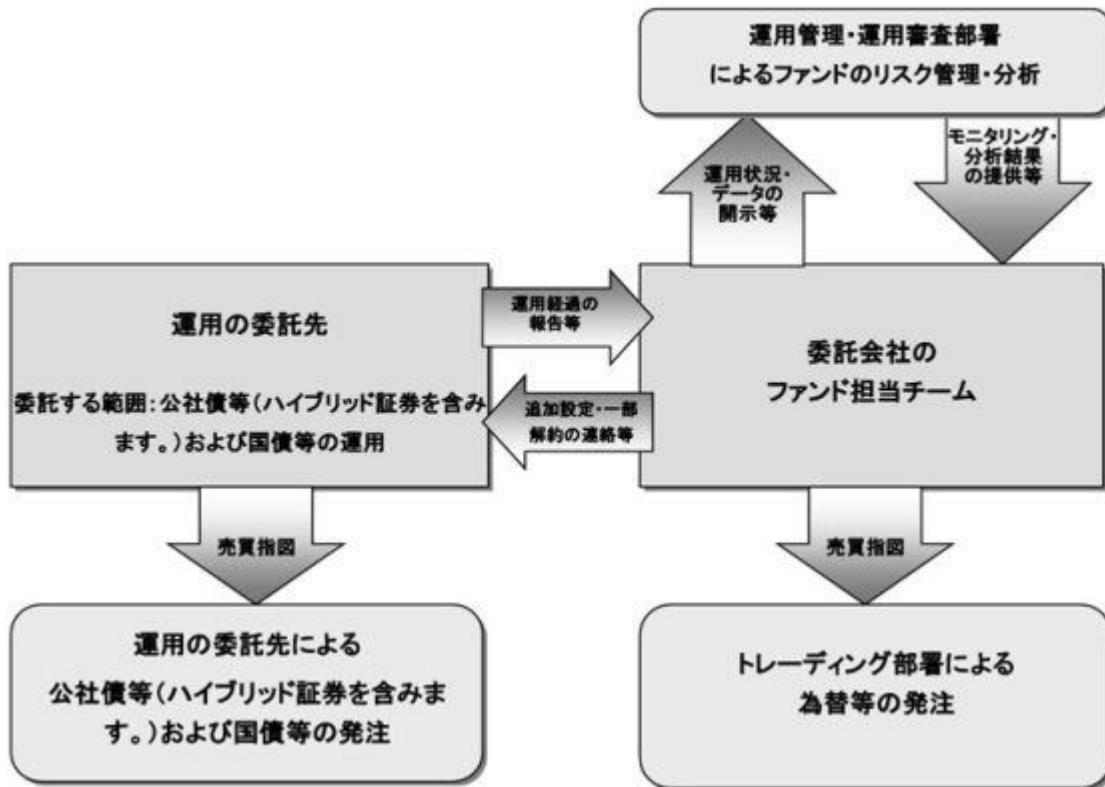
ファンドの運用体制は以下の通りです。

株式の運用体制



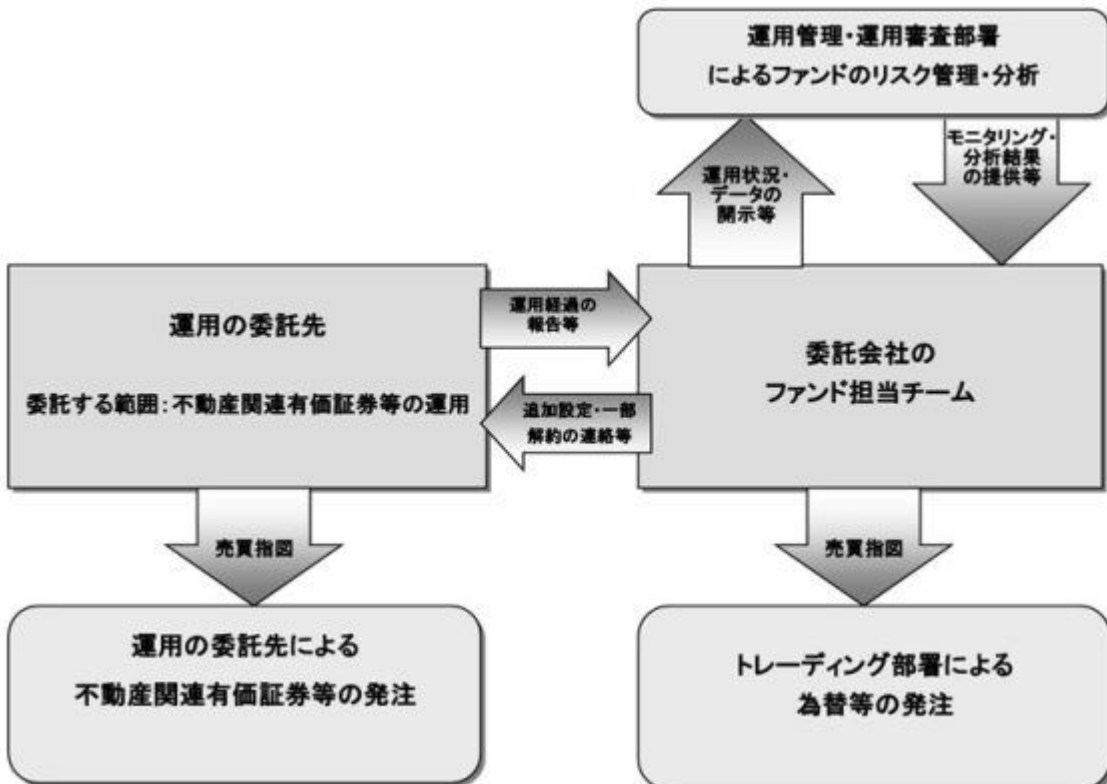
運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

債券の運用体制



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

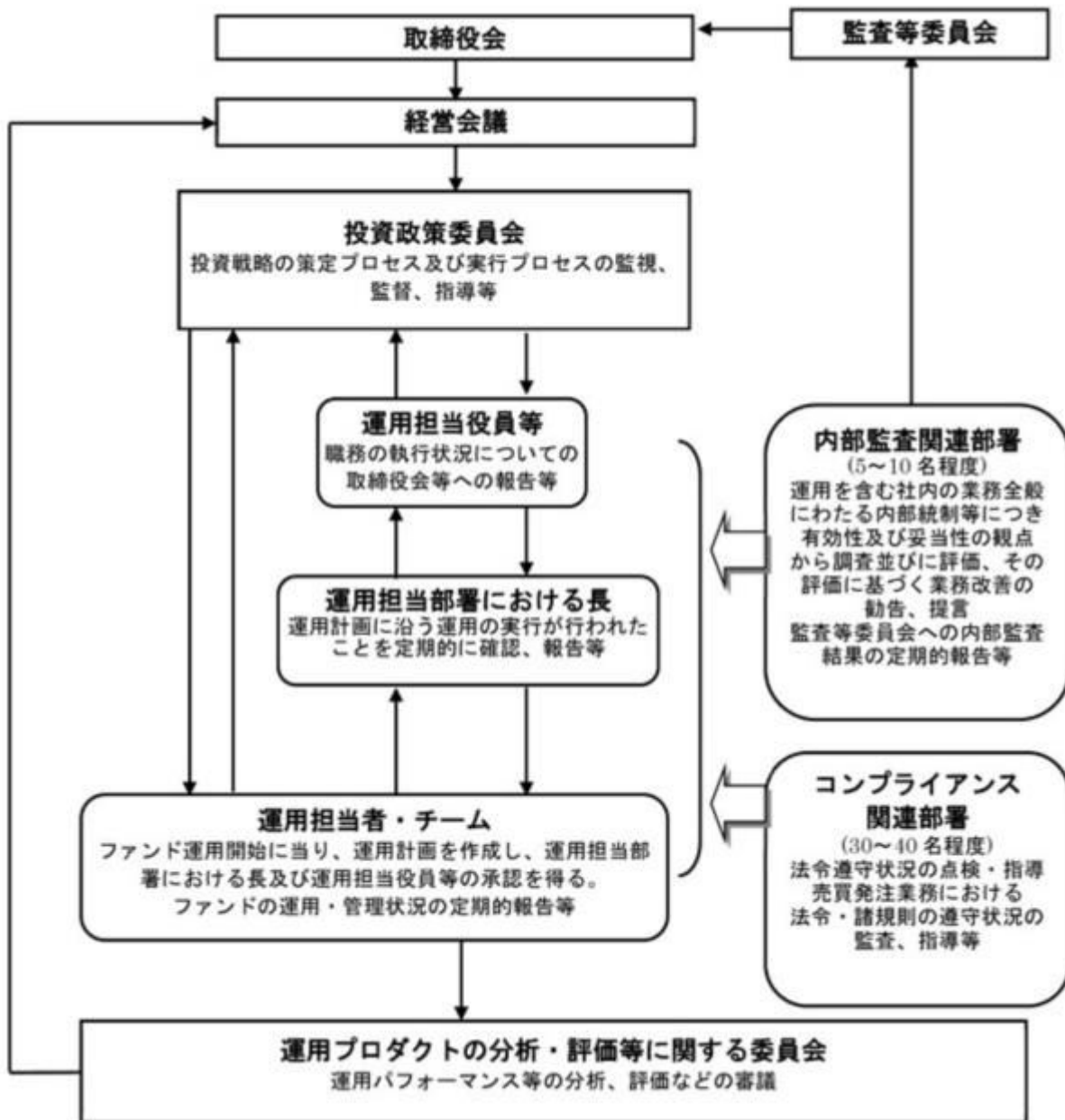
REITの運用体制



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

< 年2回決算型 >

収益分配金額は、上記 の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

< 隔月分配型 >

収益分配金額は、上記 の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

< 年2回決算型 >

原則として毎年5月および11月の各18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

< 隔月分配型 >

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

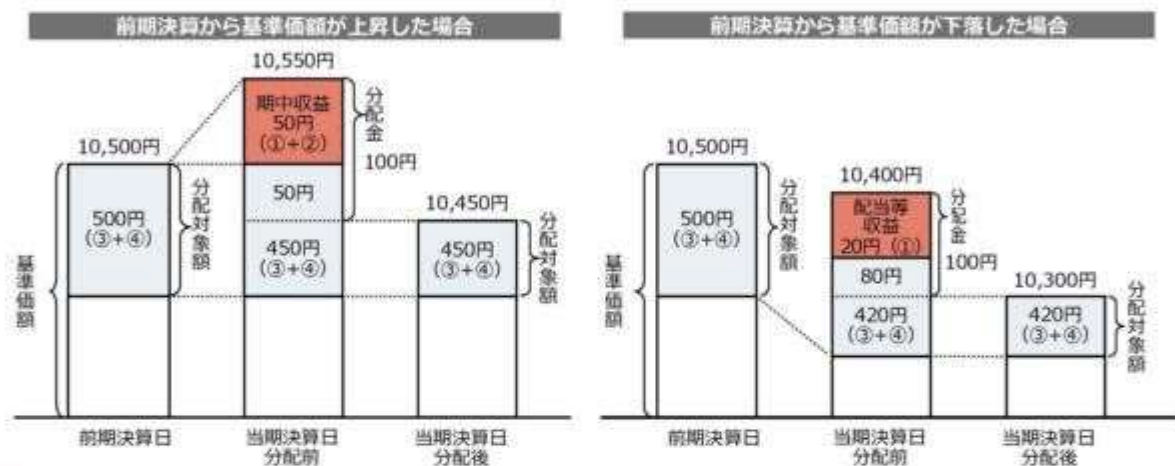


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

●投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。なお、デリバティブ取引は実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で実質的に行ないます。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- （ ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ）前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（信託約款）

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- （ ）前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- () 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- () 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特に新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。またファンドは、小型株を中心に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国のREITの価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、モーゲージREITについては、組入れている不動産ローン担保証券等の価格変動や、組入れている証券を裏付けにしたレバレッジ運用の影響により、一般的なREITに比べ、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ハイブリッド証券については、一般的に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。

[為替変動リスク]

「（為替ヘッジなし）年2回決算型」および「（為替ヘッジなし）隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「（為替ヘッジあり）年2回決算型」および「（為替ヘッジあり）隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。なお、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合があり、為替変動の影響を直接的に受けることとなります。

[ESG投資に関するリスク]

ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、各投資対象資産の市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、よ

り幅広い銘柄に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ハイブリッド証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。

ハイブリッド証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行ないます。

今後、ハイブリッド証券市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドは、大型株に比べ相対的に市場の流動性が低い小型株を中心に実質的に投資を行ないますので、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に証券を売買できない場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

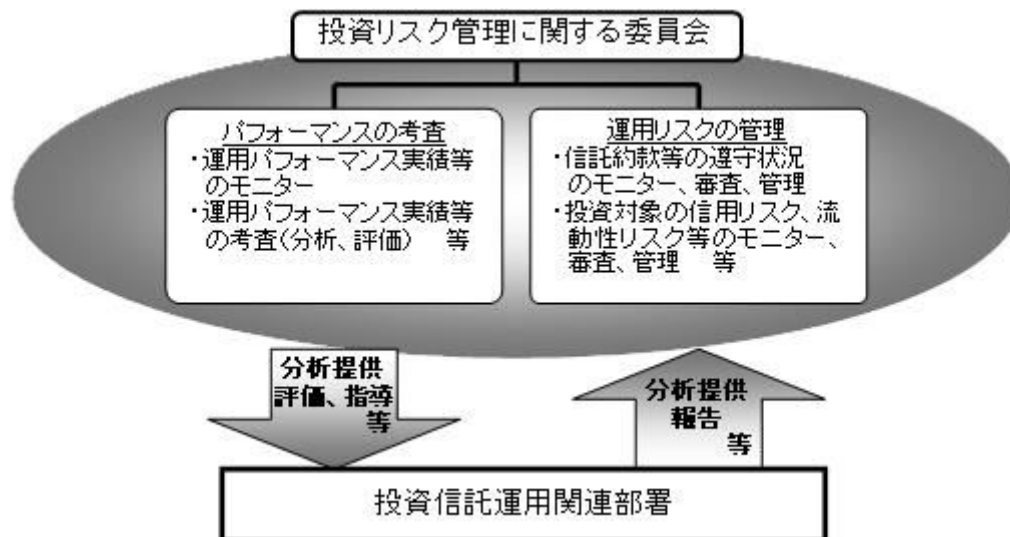
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2021年1月末～2025年12月末：月次)

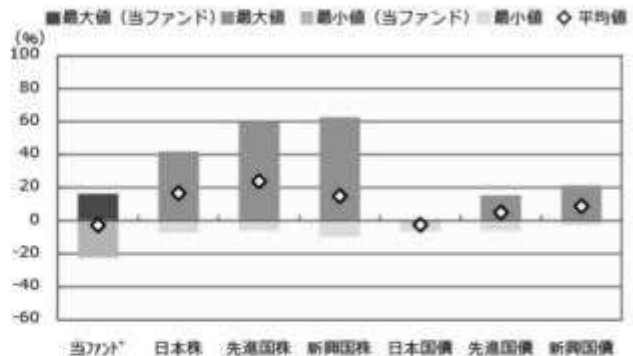
I (為替ヘッジあり) 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2021年1月 2021年12月 2022年12月 2023年12月 2024年12月 2025年12月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



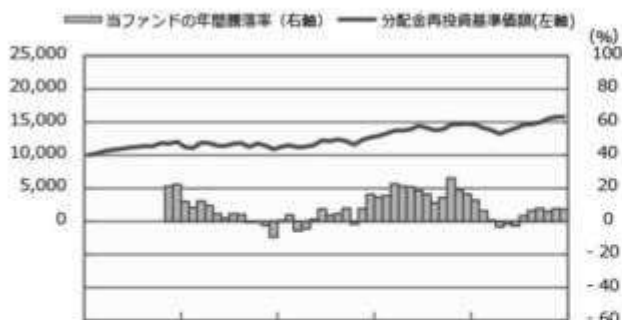
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 22.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.3	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 2.7	16.8	23.8	14.9	△ 2.4	5.0	8.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年11月から2025年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年1月から2025年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

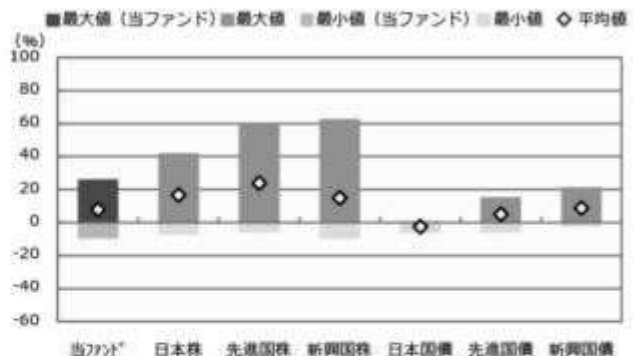
II (為替ヘッジなし) 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2021年1月 2021年12月 2022年12月 2023年12月 2024年12月 2025年12月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.3	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	7.9	16.8	23.8	14.9	△ 2.4	5.0	8.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年11月から2025年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

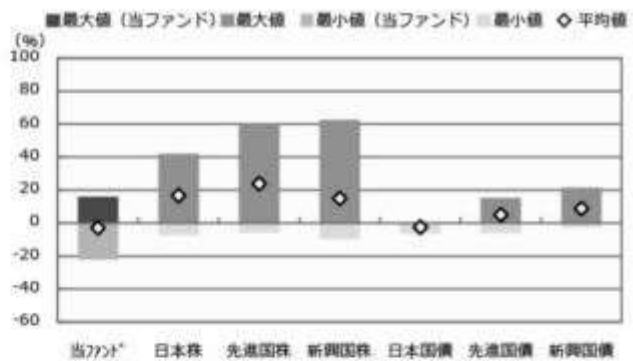
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年1月から2025年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

I（為替ヘッジあり）隔月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



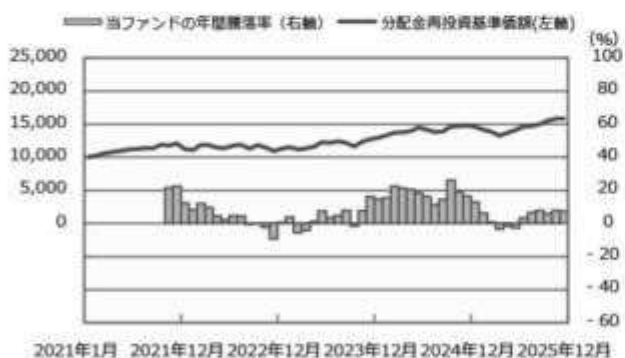
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 22.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.3	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	△ 2.8	16.8	23.8	14.9	△ 2.4	5.0	8.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年11月から2025年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

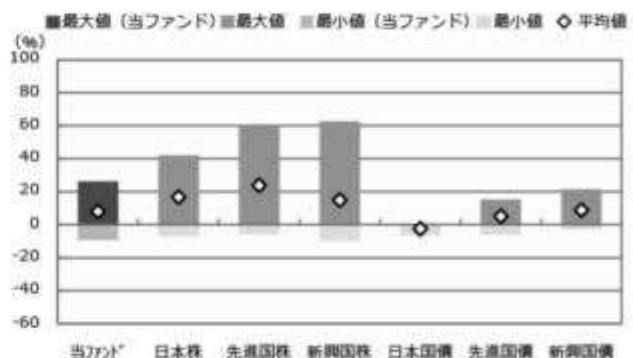
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年1月から2025年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

I（為替ヘッジなし）隔月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.3	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	8.0	16.8	23.8	14.9	△ 2.4	5.0	8.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年11月から2025年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年1月から2025年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- <代表的な資産クラスの指数>
- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 - 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
 - 新興国株：MSCI Emerging Market Index（配当込み、円ベース）
 - 日本国債：NOMURA-BPI国債
 - 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
 - 新興国債：JP Morgan Government Bond Emerging Market Index（配当込み、円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI Emerging Market Index（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI Emerging Market Index（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JP Morgan Government Bond Emerging Market Index（配当込み、円ベース）・・・「JP Morgan Government Bond Emerging Market Index（配当込み、円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスも法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPST、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年1.705%（税抜年1.55%）
-------	-------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
< 委託会社 > ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.75%
< 販売会社 > 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.75%
< 受託会社 > ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%

運用の委託先の報酬

マザーファンド（ 1 ）の運用の委託先である（ 2 ）が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に以下の率（ 3 ）を乗じて得た額とします。

（注）上記の文中 1、 2、 3については、下記の表よりそれぞれあてはめてお読みください。

1	2	3
ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	アメリカン・センチュリー・ インベストメント・ マネジメント・インク	年0.700%
ACI ESGグローバルREIT マザーファンド		年0.450%
米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	ノムラ・アセット・マネジメント	年0.435%
米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド	U.K. リミテッド	年0.170%

（ 4 ）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

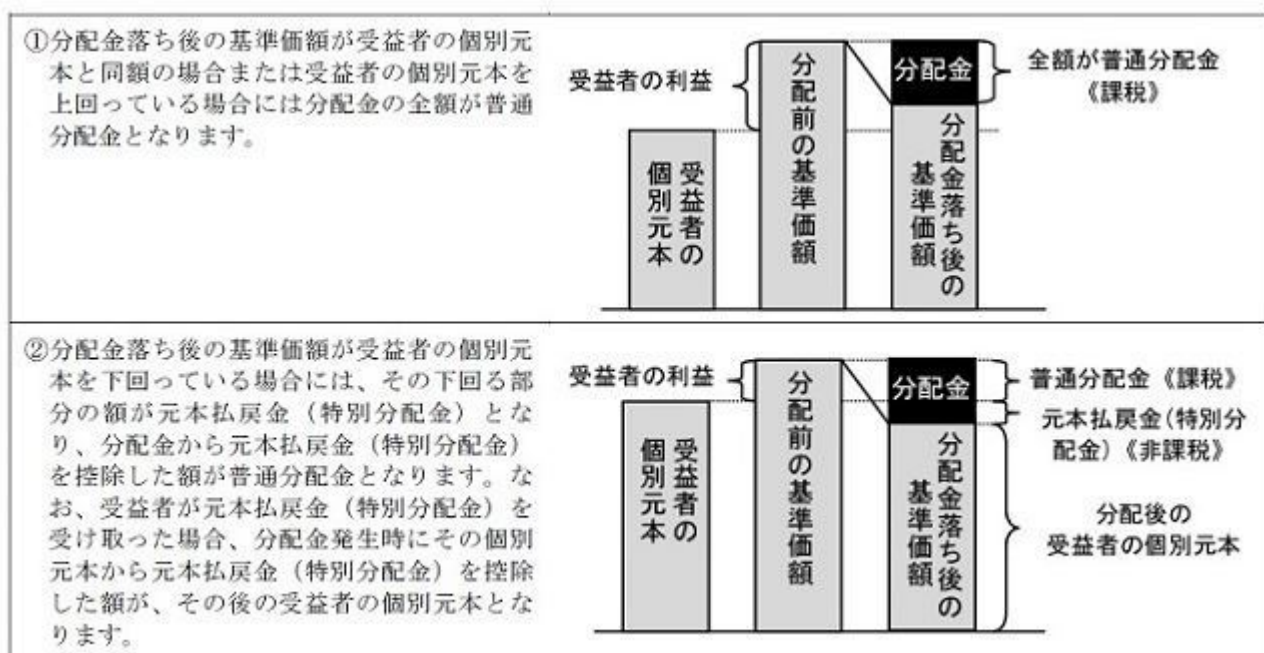
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

せん。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記は2025年12月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
（為替ヘッジあり）年2回決算型	1.76	1.72	0.04
（為替ヘッジなし）年2回決算型	1.74	1.72	0.02
（為替ヘッジあり）隔月分配型	2.01	1.72	0.29
（為替ヘッジなし）隔月分配型	1.74	1.72	0.02

（2025年5月20日～2025年11月18日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,491,961,275	99.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）		35,141,970	0.99
合計（純資産総額）		3,527,103,245	100.00

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	49,303,742,651	98.95
現金・預金・その他資産（負債控除後）		519,210,037	1.04

合計（純資産総額）	49,822,952,688	100.00
-----------	----------------	--------

グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	269,534,370	99.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,716,119	0.99
合計（純資産総額）		272,250,489	100.00

グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,100,122,853	98.95
現金・預金・その他資産（負債控除後）		32,647,708	1.04
合計（純資産総額）		3,132,770,561	100.00

（参考）A C I E S Gグローバル小型株 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,723,377,900	12.31
	アメリカ	7,173,474,536	51.27
	カナダ	1,299,852,613	9.29
	メキシコ	139,272,343	0.99
	ブラジル	238,836,014	1.70
	ドイツ	326,912,846	2.33
	イタリア	347,785,366	2.48
	フランス	250,054,709	1.78
	オランダ	119,816,251	0.85
	イギリス	132,772,126	0.94
	スウェーデン	145,425,257	1.03
	ノルウェー	159,246,044	1.13
	デンマーク	35,334,578	0.25
	オーストラリア	549,211,534	3.92
	香港	84,072,542	0.60
	韓国	126,570,548	0.90
	台湾	97,400,439	0.69
インド	293,111,110	2.09	
小計		13,242,526,756	94.66
投資信託受益証券	アメリカ	3,134,589	0.02
投資証券	日本	113,303,300	0.80
	アメリカ	257,187,581	1.83
	イギリス	96,848,733	0.69
	小計		467,339,614
現金・預金・その他資産（負債控除後）		276,447,813	1.97
合計（純資産総額）		13,989,448,772	100.00

（参考）米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	18,867,648,349	96.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）		778,893,127	3.96
合計（純資産総額）		19,646,541,476	100.00

（参考）米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	6,741,874,542	80.18
特殊債券	アメリカ	64,177,942	0.76
社債券	アメリカ	1,340,205,980	15.94
現金・預金・その他資産（負債控除後）		261,250,582	3.10
合計（純資産総額）		8,407,509,046	100.00

（参考）ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	402,678,650	2.85
	アメリカ	343,316,131	2.43
	カナダ	189,465,600	1.34
	スペイン	204,931,236	1.45
	香港	162,618,554	1.15
	小計	1,303,010,171	9.22
投資証券	日本	239,795,400	1.69
	アメリカ	9,475,373,855	67.09
	フランス	178,400,786	1.26
	スペイン	70,672,822	0.50
	ベルギー	235,989,585	1.67
	イギリス	660,239,571	4.67
	オーストラリア	1,077,831,729	7.63
	シンガポール	460,376,244	3.25
小計	12,398,679,992	87.79	
現金・預金・その他資産（負債控除後）		420,330,100	2.97
合計（純資産総額）		14,122,020,263	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	810,179,552	1.4848	1,202,954,599	1.5133	1,226,044,716	34.76

2	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	420,932,135	2.0244	852,135,015	2.0788	875,033,722	24.80
3	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバル小型 株マザーファンド	453,513,206	1.7891	811,380,477	1.9100	866,210,223	24.55
4	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG新興国債 マザーファンド	305,024,484	1.6993	518,328,106	1.7201	524,672,614	14.87

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)年2回決算型

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	11,393,956,524	1.4848	16,917,811,838	1.5133	17,242,474,407	34.60
2	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	5,964,827,377	2.0244	12,075,196,542	2.0788	12,399,683,151	24.88
3	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバル小型 株マザーファンド	6,430,753,560	1.7886	11,502,045,818	1.9100	12,282,739,299	24.65
4	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG新興国債 マザーファンド	4,289,777,219	1.6993	7,289,634,668	1.7201	7,378,845,794	14.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.95
合計	98.95

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)隔月分配型

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	62,510,407	1.4850	92,830,393	1.5133	94,596,998	34.74
2	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	32,503,773	2.0246	65,807,139	2.0788	67,568,843	24.81
3	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバル小型 株マザーファンド	35,046,672	1.7886	62,684,478	1.9100	66,939,143	24.58
4	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG新興国債 マザーファンド	23,504,091	1.6994	39,944,008	1.7201	40,429,386	14.85

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)隔月分配型

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	715,837,179	1.4848	1,062,878,628	1.5133	1,083,276,402	34.57
2	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	375,156,234	2.0244	759,466,281	2.0788	779,874,779	24.89
3	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバル小型 株マザーファンド	404,990,629	1.7886	724,366,240	1.9100	773,532,101	24.69
4	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG新興国債 マザーファンド	269,425,947	1.6993	457,836,486	1.7201	463,439,571	14.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.95
合計	98.95

(参考) A C I E S Gグローバル小型株 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	カナダ	株式	ARITZIA INC- SUBORDINATE VOTI	専門小売り	24,810	11,365.99	281,990,262	13,287.37	329,659,774	2.35
2	アメリカ	株式	ATI INC	航空宇宙・ 防衛	14,114	15,493.17	218,670,709	18,259.59	257,715,893	1.84
3	イタリア	株式	BPER BANCA	銀行	120,247	1,922.56	231,182,301	2,096.75	252,128,347	1.80
4	アメリカ	株式	CARPENTER TECHNOLOGY	航空宇宙・ 防衛	4,561	50,742.66	231,437,279	50,944.62	232,358,430	1.66
5	カナダ	株式	TOREX GOLD RESOURCES INC	金属・鉱業	29,249	7,192.89	210,385,103	7,517.51	219,879,679	1.57
6	オーストラ リア	株式	VENTIA SERVICES GROUP PTY LT	建設・土木	314,942	612.14	192,791,367	621.58	195,762,467	1.39
7	カナダ	株式	CAPSTONE COPPER CORP	金属・鉱業	124,827	1,376.17	171,783,422	1,559.05	194,611,784	1.39
8	アメリカ	株式	HEXCEL CORP	航空宇宙・ 防衛	16,300	11,064.09	180,344,752	11,812.45	192,542,968	1.37
9	ドイツ	株式	AUTO1 GROUP SE	専門小売り	37,413	4,737.28	177,235,895	5,139.12	192,269,912	1.37
10	アメリカ	投資証券	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC		24,652	7,538.36	185,835,750	7,561.84	186,414,677	1.33
11	アメリカ	株式	HURON CONSULTING GROUP INC	専門サービ ス	6,556	25,132.57	164,769,174	28,077.47	184,075,896	1.31
12	オーストラ リア	株式	GENESIS MINERALS LTD	金属・鉱業	235,350	681.33	160,351,016	774.61	182,306,770	1.30
13	アメリカ	株式	CONSTRUCTION PARTNERS INC-A	建設・土木	10,419	16,352.69	170,378,698	17,472.09	182,041,768	1.30
14	日本	株式	七十七銀行	銀行業	24,000	6,687.00	160,488,000	7,541.00	180,984,000	1.29
15	アメリカ	株式	NATIONAL VISION HOLDINGS INC	専門小売り	43,137	3,829.45	165,191,313	4,158.23	179,373,723	1.28
16	アメリカ	株式	HERC HOLDINGS INC	商社・流通 業	7,253	22,452.26	162,846,312	24,237.05	175,791,350	1.25
17	アメリカ	株式	CECO ENVIRONMENTAL CORP	機械	17,777	7,904.71	140,522,108	9,547.02	169,717,531	1.21
18	カナダ	株式	FINNING INTERNATIONAL INC	商社・流通 業	19,681	8,349.61	164,328,773	8,481.06	166,915,742	1.19
19	アメリカ	株式	FIVE BELOW	専門小売り	5,628	23,795.55	133,921,380	29,600.79	166,593,298	1.19
20	アメリカ	株式	ATOURE LIFESTYLE HOLDINGS-ADR	ホテル・レ ストラン・ レジャー	26,095	6,118.36	159,658,729	6,271.79	163,662,454	1.16
21	日本	株式	ツルハホールディング ス	小売業	56,800	2,766.62	157,144,016	2,878.00	163,470,400	1.16
22	日本	株式	めぶきフィナンシャル グループ	銀行業	154,600	930.40	143,839,840	1,038.00	160,474,800	1.14
23	アメリカ	株式	PATRICK INDUSTRIES INC	自動車用部 品	9,148	15,181.62	138,881,489	17,504.97	160,135,498	1.14
24	日本	株式	双日	卸売業	32,600	4,321.00	140,864,600	4,867.00	158,664,200	1.13
25	アメリカ	株式	LAUREATE EDUCATION INC-A	各種消費者 サービス	28,807	4,833.00	139,224,438	5,301.12	152,709,410	1.09
26	ブラジル	株式	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	家庭用耐久 財	393,000	507.10	199,290,570	387.68	152,359,789	1.08
27	日本	株式	ナブテスコ	機械	40,300	3,337.48	134,500,444	3,748.00	151,044,400	1.07
28	アメリカ	株式	MIAMI INTERNATIONAL HOLDINGS	資本市場	20,276	7,328.57	148,594,158	7,222.11	146,435,559	1.04

29	スウェーデン	株式	NORDNET AB PUBL	資本市場	31,689	4,636.90	146,938,977	4,589.13	145,425,257	1.03
30	アメリカ	株式	BROOKFIELD INFRASTRUCTURE-A	ガス	19,471	7,078.07	137,817,249	7,206.45	140,316,920	1.00

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.91
		化学	0.50
		ガラス・土石製品	0.70
		非鉄金属	0.67
		機械	1.84
		その他製品	0.82
		卸売業	1.13
		小売業	2.50
		銀行業	2.44
		不動産業	0.76
		国外	メディア
	娯楽		0.25
	不動産管理・開発		1.77
	エネルギー設備・サービス		1.58
	石油・ガス・消耗燃料		0.75
	化学		1.45
	建設資材		0.41
	金属・鉱業		4.54
	航空宇宙・防衛		6.37
	建設関連製品		0.70
	建設・土木		5.13
	電気設備		0.69
	機械		3.11
	商社・流通業		2.44
	商業サービス・用品		1.88
	自動車用部品		1.66
	家庭用耐久財		2.47
	繊維・アパレル・贅沢品		0.60
	ホテル・レストラン・レジャー		1.16
	大規模小売り		0.50
	専門小売り		6.98
	生活必需品流通・小売り		0.26
	食品	0.84	
パーソナルケア用品	0.51		
ヘルスケア機器・用品	0.70		
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.35		
バイオテクノロジー	2.28		
銀行	4.18		

	保険	1.09
	情報技術サービス	1.52
	ソフトウェア	2.06
	電子装置・機器・部品	3.90
	半導体・半導体製造装置	4.04
	ガス	1.00
	総合公益事業	0.68
	消費者金融	2.27
	資本市場	6.10
	各種消費者サービス	1.09
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.59
	専門サービス	1.31
投資信託受益証券		0.02
投資証券		3.34
合 計		98.02

(参考)米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	EDP FINANCE BV	3,600,000	14,819.91	533,517,102	14,936.65	537,719,592	1.71	2028/1/24	2.73
2	アメリカ	社債券	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA	3,200,000	15,073.05	482,337,613	15,173.77	485,560,645	3.75	2030/5/13	2.47
3	アメリカ	社債券	HEALTHPEAK PROPERTIES	3,300,000	14,436.57	476,406,908	14,553.39	480,261,980	2.875	2031/1/15	2.44
4	アメリカ	社債券	UDR INC	3,300,000	14,461.90	477,242,947	14,536.63	479,708,908	3	2031/8/15	2.44
5	アメリカ	社債券	OMEGA HLTHCARE INVESTORS	3,000,000	15,853.63	475,609,005	15,979.42	479,382,884	5.2	2030/7/1	2.44
6	アメリカ	社債券	ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR	3,000,000	15,685.07	470,552,290	15,730.47	471,914,268	5.55	2049/1/23	2.40
7	アメリカ	社債券	E.ON INTL FINANCE BV	2,400,000	17,507.99	420,191,997	17,765.47	426,371,408	6.65	2038/4/30	2.17
8	アメリカ	社債券	RALPH LAUREN CORP	2,750,000	14,781.75	406,498,172	14,929.95	410,573,836	2.95	2030/6/15	2.08
9	アメリカ	社債券	NXP BV/NXP FDG/NXP USA	2,700,000	14,992.18	404,789,011	15,142.92	408,858,967	3.4	2030/5/1	2.08
10	アメリカ	社債券	WEA FINANCE LLC	2,600,000	15,352.27	399,159,114	15,426.95	401,100,893	2.875	2027/1/15	2.04
11	アメリカ	社債券	NEXTERA ENERGY CAPITAL	2,700,000	14,318.97	386,612,395	14,427.81	389,551,004	2.25	2030/6/1	1.98
12	アメリカ	社債券	COCA-COLA CO/THE	2,300,000	16,290.38	374,678,946	16,390.08	376,971,842	5	2034/5/13	1.91
13	アメリカ	社債券	BOSTON GAS COMPANY	2,200,000	15,908.14	349,979,284	15,878.97	349,337,401	6.119	2053/7/20	1.77
14	アメリカ	社債券	KROGER CO	2,200,000	15,702.96	345,465,296	15,802.30	347,650,786	5	2034/9/15	1.76
15	アメリカ	社債券	GENERAL MOTORS FINL CO	2,000,000	16,446.98	328,939,605	16,675.42	333,508,590	6.1	2034/1/7	1.69
16	アメリカ	社債券	TESCO PLC	2,000,000	16,359.95	327,199,003	16,453.32	329,066,513	6.15	2037/11/15	1.67
17	アメリカ	社債券	MOLSON COORS BREWING CO	2,500,000	12,647.80	316,195,112	12,668.47	316,711,799	4.2	2046/7/15	1.61
18	アメリカ	社債券	JUNIPER NETWORKS INC	2,000,000	15,561.79	311,235,832	15,793.06	315,861,272	5.95	2041/3/15	1.60
19	アメリカ	社債券	ELECTRICITE DE FRANCE SA	1,800,000	17,343.71	312,186,903	17,519.33	315,348,084	6.9	2053/5/23	1.60

20	アメリカ	社債券	TRANE TECH FIN LTD	2,000,000	15,493.17	309,863,552	15,592.29	311,845,946	3.8	2029/3/21	1.58
21	アメリカ	社債券	SYSCO CORPORATION	1,862,000	16,558.71	308,323,225	16,631.63	309,681,100	5.95	2030/4/1	1.57
22	アメリカ	社債券	AVANGRID INC	2,000,000	15,399.28	307,985,740	15,476.28	309,525,727	3.8	2029/6/1	1.57
23	アメリカ	社債券	ENEL FINANCE AMERICA LLC	2,650,000	11,237.07	297,782,410	11,380.75	301,590,090	2.875	2041/7/12	1.53
24	アメリカ	社債券	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	1,900,000	15,670.09	297,731,717	15,745.90	299,172,127	4.4	2029/1/15	1.52
25	アメリカ	社債券	EXELON CORP	2,000,000	14,601.93	292,038,632	14,733.59	294,671,846	3.35	2032/3/15	1.49
26	アメリカ	社債券	SEMPRA ENERGY	1,900,000	15,307.38	290,840,221	15,394.30	292,491,830	4.125	2052/4/1	1.48
27	アメリカ	社債券	HP ENTERPRISE CO	1,800,000	15,987.90	287,782,329	16,164.70	290,964,646	6.35	2045/10/15	1.48
28	アメリカ	社債券	CNH INDUSTRIAL CAPITAL L	1,800,000	15,590.43	280,627,901	15,618.89	281,140,115	3.85	2027/11/15	1.43
29	アメリカ	社債券	KEURIG DR PEPPER INC	2,000,000	13,855.79	277,115,928	14,022.23	280,444,613	2.25	2031/3/15	1.42
30	アメリカ	社債券	WELLTOWER INC	1,900,000	14,516.19	275,807,758	14,606.20	277,517,908	2.75	2031/1/15	1.41

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	96.03
合計	96.03

(参考)米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,100,000	16,428.44	509,281,896	16,015.35	496,476,014	5.5	2054/4/30	5.90
2	アメリカ	国債証券	PERU GLOBAL	2,430,000	17,472.09	424,571,933	17,343.24	421,440,905	6.55	2037/3/14	5.01
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF HUNGARY	2,100,000	18,489.73	388,284,456	18,408.53	386,579,292	7.625	2041/3/29	4.59
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,600,000	14,592.95	379,416,898	14,724.15	382,828,027	3.16	2030/1/23	4.55
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF KENYA	2,100,000	16,756.53	351,887,178	17,129.01	359,709,285	9.75	2031/2/16	4.27
6	アメリカ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	2,100,000	15,888.25	333,653,392	15,948.21	334,912,604	6.5	2029/1/23	3.98
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,300,000	14,304.88	329,012,406	14,016.03	322,368,782	6.125	2041/1/18	3.83
8	アメリカ	国債証券	KINGDOM OF JORDAN	1,800,000	15,743.11	283,376,148	15,828.42	284,911,579	5.85	2030/7/7	3.38
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000	15,643.99	281,591,825	15,700.76	282,613,774	4.85	2029/9/30	3.36
10	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000	15,230.15	274,142,823	15,322.52	275,805,490	4.5	2030/1/30	3.28
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000	13,140.86	262,817,272	12,857.49	257,149,800	5.625	2044/2/26	3.05
12	アメリカ	社債券	CODELCO INC	1,700,000	14,940.79	253,993,511	15,002.99	255,050,906	3.75	2031/1/15	3.03
13	アメリカ	国債証券	MEXICO GLOBAL	1,150,000	17,063.47	196,229,956	17,021.98	195,752,839	6.75	2034/9/27	2.32
14	アメリカ	国債証券	KINGDOM OF MOROCCO	1,000,000	16,153.86	161,538,687	16,142.95	161,429,580	5.95	2028/3/8	1.92
15	アメリカ	社債券	CODELCO INC	960,000	15,980.50	153,412,818	16,013.51	153,729,705	5.625	2035/9/21	1.82
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	1,000,000	15,380.45	153,804,544	15,142.09	151,420,918	5.33	2054/1/5	1.80
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	1,200,000	12,213.24	146,558,947	12,496.93	149,963,188	4.5	2047/5/15	1.78
18	アメリカ	社債券	CODELCO INC	900,000	15,136.70	136,230,327	15,165.06	136,485,589	5.625	2043/10/18	1.62

19	アメリカ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	900,000	14,934.11	134,407,015	14,919.11	134,272,029	6.625	2035/6/15	1.59
20	アメリカ	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	800,000	16,787.80	134,302,416	16,778.95	134,231,663	7.375	2030/5/14	1.59
21	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,000,000	13,732.31	137,323,128	13,390.89	133,908,993	4.125	2047/10/11	1.59
22	アメリカ	国債証券	ROMANIA	800,000	15,003.14	120,025,158	15,203.07	121,624,625	6.125	2044/1/22	1.44
23	アメリカ	社債券	PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	800,000	14,700.98	117,607,872	14,721.59	117,772,786	3	2030/6/30	1.40
24	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	600,000	18,101.46	108,608,794	18,028.01	108,168,084	7.375	2032/10/28	1.28
25	アメリカ	国債証券	ROMANIA	700,000	14,127.19	98,890,341	14,343.69	100,405,856	3.625	2032/3/27	1.19
26	アメリカ	国債証券	HUNGARY	600,000	16,857.93	101,147,607	16,663.32	99,979,936	6.75	2052/9/25	1.18
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	500,000	19,714.03	98,570,176	19,765.70	98,828,500	8.75	2033/11/21	1.17
28	アメリカ	国債証券	KINGDOM OF JORDAN	600,000	16,311.26	97,867,597	16,314.55	97,887,352	7.75	2028/1/15	1.16
29	アメリカ	国債証券	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	700,000	13,855.56	96,988,920	13,745.96	96,221,776	4.125	2045/11/20	1.14
30	アメリカ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	600,000	15,579.48	93,476,925	15,630.13	93,780,827	6.7	2032/2/16	1.11

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.18
特殊債券	0.76
社債券	15.94
合計	96.89

(参考) ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC		43,857	30,847.84	1,352,893,750	29,690.03	1,302,116,014	9.22
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC		61,485	19,338.29	1,189,014,835	20,114.82	1,236,760,249	8.75
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC		4,880	121,628.33	593,546,264	119,768.40	584,469,792	4.13
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC		19,770	28,381.13	561,095,071	29,373.78	580,719,773	4.11
5	アメリカ	投資証券	VENTAS INC		44,677	12,380.76	553,135,429	12,470.00	557,122,369	3.94
6	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP		124,237	3,114.20	386,899,139	3,282.96	407,865,400	2.88
7	アメリカ	投資証券	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC		52,597	7,522.70	395,671,872	7,561.84	397,730,519	2.81
8	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC		13,932	24,689.51	343,974,282	24,368.56	339,502,834	2.40
9	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC		81,476	4,064.29	331,142,711	4,126.92	336,245,064	2.38
10	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP		692,739	428.27	296,679,745	439.19	304,248,059	2.15
11	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC		14,836	20,438.90	303,231,639	20,468.65	303,672,957	2.15
12	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC		99,810	2,807.74	280,240,774	2,879.13	287,366,804	2.03
13	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC		9,407	27,790.96	261,429,613	28,791.38	270,840,549	1.91
14	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC		6,158	39,498.52	243,231,901	41,173.71	253,547,733	1.79
15	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC		24,349	10,489.51	255,409,322	10,141.95	246,946,506	1.74

16	シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST		837,300	283.74	237,581,698	288.61	241,660,354	1.71
17	日本	株式	住友不動産	不動産業	59,800	3,462.73	207,071,420	3,932.00	235,133,600	1.66
18	アメリカ	株式	CBRE GROUP INC	不動産管理・開発	9,074	23,409.82	212,420,764	25,702.45	233,224,078	1.65
19	アメリカ	投資証券	BROADSTONE NET LEASE INC-A		82,904	2,850.95	236,355,789	2,738.23	227,010,585	1.60
20	イギリス	投資証券	SEGRO PLC		150,055	1,487.93	223,271,627	1,509.18	226,461,106	1.60
21	オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP		85,211	2,353.27	200,525,083	2,602.68	221,777,016	1.57
22	イギリス	投資証券	BRITISH LAND		255,403	821.70	209,864,739	843.18	215,351,426	1.52
23	アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR		23,554	8,752.00	206,144,738	9,082.04	213,918,502	1.51
24	アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY		44,355	4,814.21	213,534,727	4,668.61	207,076,604	1.46
25	スペイン	株式	NEINOR HOMES SLU	家庭用耐久財	59,580	3,201.81	190,763,964	3,439.59	204,931,236	1.45
26	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC		15,193	13,883.74	210,935,674	12,936.55	196,545,047	1.39
27	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS		27,842	7,099.75	197,671,272	6,982.57	194,408,881	1.37
28	カナダ	株式	SIENNA SENIOR LIVING INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	80,272	2,298.57	184,511,052	2,360.29	189,465,600	1.34
29	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD		10,445	16,796.14	175,435,783	17,080.01	178,400,786	1.26
30	アメリカ	投資証券	MILLROSE PROPERTIES-CL A		37,001	4,653.21	172,173,711	4,681.14	173,207,009	1.22

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	不動産業	2.85
		不動産管理・開発	3.02
	国外	家庭用耐久財	1.45
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.34
		情報技術サービス	0.56
投資証券			87.79
合計			97.02

【投資不動産物件】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型
該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型
該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型
該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型
該当事項はありません。

（参考）ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）米ドル建て E S G 新興国国債 マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）A C I E S G グローバル R E I T マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

グローバル E S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年 2 回決算型
該当事項はありません。

グローバル E S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年 2 回決算型
該当事項はありません。

グローバル E S G バランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型
該当事項はありません。

グローバル E S G バランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型
該当事項はありません。

（参考）A C I E S G グローバル小型株 マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）米ドル建て E S G 新興国国債 マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）A C I E S G グローバル R E I T マザーファンド
該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

グローバル E S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年 2 回決算型

2025年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	（2021年 5月18日）	6,440	6,446	1.0472	1.0482
第2計算期間	（2021年11月18日）	9,312	9,320	1.1294	1.1304
第3計算期間	（2022年 5月18日）	8,523	8,523	0.9486	0.9486
第4計算期間	（2022年11月18日）	8,080	8,080	0.8823	0.8823
第5計算期間	（2023年 5月18日）	7,912	7,912	0.8802	0.8802

第6計算期間	(2023年11月20日)	7,026	7,026	0.8516	0.8516
第7計算期間	(2024年 5月20日)	6,387	6,387	0.9050	0.9050
第8計算期間	(2024年11月18日)	5,303	5,303	0.9300	0.9300
第9計算期間	(2025年 5月19日)	4,498	4,498	0.9060	0.9060
第10計算期間	(2025年11月18日)	3,756	3,756	0.9315	0.9315
	2024年12月末日	4,984		0.9145	
	2025年 1月末日	4,923		0.9225	
	2月末日	4,708		0.9151	
	3月末日	4,479		0.8919	
	4月末日	4,423		0.8873	
	5月末日	4,516		0.9082	
	6月末日	4,435		0.9218	
	7月末日	4,262		0.9283	
	8月末日	4,160		0.9434	
	9月末日	4,051		0.9476	
	10月末日	3,893		0.9480	
	11月末日	3,787		0.9493	
	12月末日	3,527		0.9470	

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

2025年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2021年 5月18日)	21,698	21,718	1.1032	1.1042
第2計算期間	(2021年11月18日)	62,601	62,652	1.2337	1.2347
第3計算期間	(2022年 5月18日)	75,701	75,766	1.1591	1.1601
第4計算期間	(2022年11月18日)	77,259	77,325	1.1756	1.1766
第5計算期間	(2023年 5月18日)	77,035	77,100	1.1801	1.1811
第6計算期間	(2023年11月20日)	70,184	70,239	1.2684	1.2694
第7計算期間	(2024年 5月20日)	66,818	66,864	1.4400	1.4410
第8計算期間	(2024年11月18日)	62,279	62,320	1.4968	1.4978
第9計算期間	(2025年 5月19日)	52,433	52,471	1.4055	1.4065
第10計算期間	(2025年11月18日)	50,865	50,898	1.5721	1.5731
	2024年12月末日	60,674		1.5113	
	2025年 1月末日	58,404		1.4951	
	2月末日	55,691		1.4457	
	3月末日	53,473		1.4153	
	4月末日	50,849		1.3559	
	5月末日	52,103		1.4023	
	6月末日	52,454		1.4398	
	7月末日	52,846		1.4943	
	8月末日	52,069		1.5027	
	9月末日	51,676		1.5332	

10月末日	52,192		1.5871	
11月末日	51,845		1.6160	
12月末日	49,822		1.6190	

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

2025年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2021年 5月18日)	708	709	1.0456	1.0471
第2特定期間 (2021年11月18日)	865	866	1.1247	1.1257
第3特定期間 (2022年 5月18日)	810	810	0.9433	0.9433
第4特定期間 (2022年11月18日)	689	689	0.8773	0.8773
第5特定期間 (2023年 5月18日)	615	615	0.8748	0.8748
第6特定期間 (2023年11月20日)	540	540	0.8460	0.8460
第7特定期間 (2024年 5月20日)	512	512	0.8982	0.8982
第8特定期間 (2024年11月18日)	423	423	0.9223	0.9223
第9特定期間 (2025年 5月19日)	346	346	0.8977	0.8977
第10特定期間 (2025年11月18日)	288	288	0.9219	0.9219
2024年12月末日	396		0.9067	
2025年 1月末日	396		0.9144	
2月末日	389		0.9068	
3月末日	355		0.8837	
4月末日	340		0.8792	
5月末日	346		0.8997	
6月末日	343		0.9132	
7月末日	341		0.9197	
8月末日	338		0.9345	
9月末日	330		0.9383	
10月末日	303		0.9385	
11月末日	292		0.9395	
12月末日	272		0.9371	

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

2025年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2021年 5月18日)	1,610	1,613	1.1033	1.1053
第2特定期間 (2021年11月18日)	4,020	4,025	1.2296	1.2311
第3特定期間 (2022年 5月18日)	4,541	4,551	1.1506	1.1531
第4特定期間 (2022年11月18日)	4,594	4,608	1.1597	1.1632
第5特定期間 (2023年 5月18日)	4,523	4,536	1.1550	1.1585
第6特定期間 (2023年11月20日)	4,179	4,195	1.2294	1.2339
第7特定期間 (2024年 5月20日)	4,183	4,197	1.3827	1.3872

第8特定期間	(2024年11月18日)	3,850	3,862	1.4245	1.4290
第9特定期間	(2025年 5月19日)	3,295	3,307	1.3264	1.3309
第10特定期間	(2025年11月18日)	3,154	3,164	1.4705	1.4750
	2024年12月末日	3,761		1.4383	
	2025年 1月末日	3,678		1.4182	
	2月末日	3,506		1.3713	
	3月末日	3,403		1.3384	
	4月末日	3,192		1.2825	
	5月末日	3,274		1.3234	
	6月末日	3,275		1.3589	
	7月末日	3,248		1.4057	
	8月末日	3,225		1.4136	
	9月末日	3,189		1.4377	
	10月末日	3,214		1.4882	
	11月末日	3,234		1.5115	
	12月末日	3,132		1.5143	

【分配の推移】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0010円
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0010円
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0000円
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0000円
第5計算期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.0000円
第6計算期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	0.0000円
第7計算期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0000円
第8計算期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	0.0000円
第9計算期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	0.0000円
第10計算期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	0.0000円

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0010円
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0010円
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0010円
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0010円
第5計算期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.0010円
第6計算期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	0.0010円
第7計算期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0010円
第8計算期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	0.0010円
第9計算期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	0.0010円

第10計算期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	0.0010円
---------	-------------------------	---------

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0030円
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0035円
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0015円
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0000円
第5特定期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.0000円
第6特定期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	0.0000円
第7特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0000円
第8特定期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	0.0000円
第9特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	0.0000円
第10特定期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	0.0000円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0040円
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0050円
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0060円
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0095円
第5特定期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.0105円
第6特定期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	0.0125円
第7特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0130円
第8特定期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	0.0135円
第9特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	0.0130円
第10特定期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	0.0135円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	4.8%
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	7.9%
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	16.0%
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	7.0%
第5計算期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.2%
第6計算期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	3.2%
第7計算期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	6.3%
第8計算期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	2.8%
第9計算期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	2.6%
第10計算期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	2.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	10.4%
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	11.9%
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	6.0%
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	1.5%
第5計算期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.5%
第6計算期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	7.6%
第7計算期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	13.6%
第8計算期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	4.0%
第9計算期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	6.0%
第10計算期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	11.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	4.9%
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	7.9%
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	16.0%
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	7.0%
第5特定期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.3%
第6特定期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	3.3%
第7特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	6.2%
第8特定期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	2.7%
第9特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	2.7%
第10特定期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	2.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	10.7%
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	11.9%
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	5.9%
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	1.6%
第5特定期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	0.5%
第6特定期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	7.5%
第7特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	13.5%

第8特定期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	4.0%
第9特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	6.0%
第10特定期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	11.9%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	6,347,790,418	197,137,682	6,150,652,736
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	3,373,092,421	1,278,218,602	8,245,526,555
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	1,363,512,843	623,720,881	8,985,318,517
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	632,456,698	459,237,202	9,158,538,013
第5計算期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	342,243,870	511,706,995	8,989,074,888
第6計算期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	290,913,106	1,028,646,320	8,251,341,674
第7計算期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	228,064,046	1,420,864,629	7,058,541,091
第8計算期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	85,743,671	1,441,252,715	5,703,032,047
第9計算期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	67,029,335	805,305,802	4,964,755,580
第10計算期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	113,441,713	1,046,035,316	4,032,161,977

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	20,545,225,134	877,117,524	19,668,107,610
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	37,289,795,224	6,215,626,965	50,742,275,869
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	20,588,899,595	6,018,075,617	65,313,099,847
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	7,616,708,084	7,212,209,321	65,717,598,610
第5計算期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	3,148,840,588	3,586,690,712	65,279,748,486
第6計算期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	2,615,325,582	12,561,429,880	55,333,644,188
第7計算期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	2,388,963,490	11,319,983,422	46,402,624,256
第8計算期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	1,468,524,876	6,261,658,759	41,609,490,373
第9計算期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	959,503,682	5,261,577,534	37,307,416,521
第10計算期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	737,785,916	5,689,596,167	32,355,606,270

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	704,781,435	27,668,750	677,112,685
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	231,324,502	138,829,855	769,607,332
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	114,318,429	24,647,915	859,277,846
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	19,016,604	92,673,956	785,620,494
第5特定期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	10,163,097	91,983,461	703,800,130

第6特定期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	31,505,542	96,285,728	639,019,944
第7特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	14,989,246	83,238,452	570,770,738
第8特定期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	2,872,640	114,332,500	459,310,878
第9特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	4,169,529	77,411,626	386,068,781
第10特定期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	2,479,474	76,146,003	312,402,252

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	1,542,043,421	82,217,674	1,459,825,747
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	2,197,011,543	386,875,794	3,269,961,496
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	1,106,753,860	429,308,185	3,947,407,171
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	413,293,578	399,054,898	3,961,645,851
第5特定期間	2022年11月19日～2023年 5月18日	198,955,123	244,264,893	3,916,336,081
第6特定期間	2023年 5月19日～2023年11月20日	252,211,622	768,706,237	3,399,841,466
第7特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	255,237,281	629,289,945	3,025,788,802
第8特定期間	2024年 5月21日～2024年11月18日	163,507,534	486,514,345	2,702,781,991
第9特定期間	2024年11月19日～2025年 5月19日	80,407,026	298,304,354	2,484,884,663
第10特定期間	2025年 5月20日～2025年11月18日	48,064,429	387,916,008	2,145,033,084

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

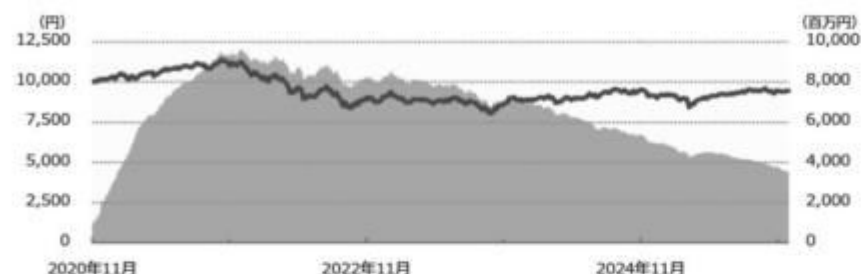


運用実績 (2025年12月30日現在)

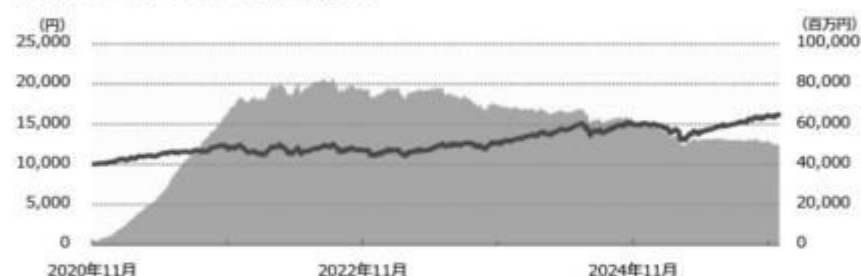
■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

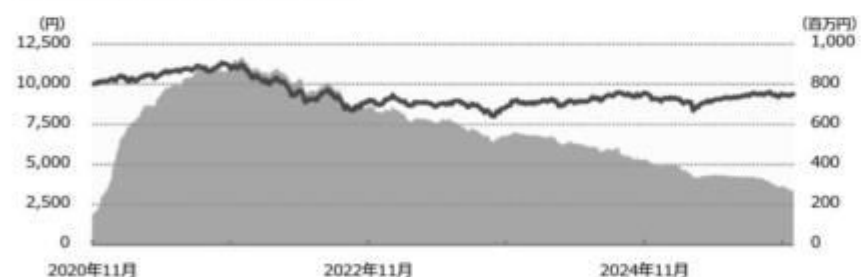
Ⅰ（為替ヘッジあり）年2回決算型



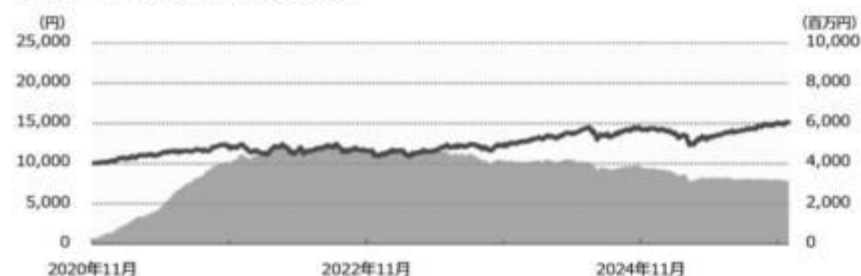
Ⅱ（為替ヘッジなし）年2回決算型



Ⅲ（為替ヘッジあり）隔月分配型



Ⅳ（為替ヘッジなし）隔月分配型



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Ⅰ（為替ヘッジあり）年2回決算型

2025年11月	0 円
2025年5月	0 円
2024年11月	0 円
2024年5月	0 円
2023年11月	0 円
設定来累計	20 円

Ⅱ（為替ヘッジなし）年2回決算型

2025年11月	10 円
2025年5月	10 円
2024年11月	10 円
2024年5月	10 円
2023年11月	10 円
設定来累計	100 円

Ⅲ（為替ヘッジあり）隔月分配型

2025年11月	0 円
2025年9月	0 円
2025年7月	0 円
2025年5月	0 円
2025年3月	0 円
直近1年間累計	0 円
設定来累計	80 円

Ⅳ（為替ヘッジなし）隔月分配型

2025年11月	45 円
2025年9月	45 円
2025年7月	45 円
2025年5月	45 円
2025年3月	40 円
直近1年間累計	265 円
設定来累計	1,005 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)			
	(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	24.6	24.7	24.6	24.7
米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	34.8	34.6	34.7	34.6
米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド	14.9	14.8	14.9	14.8
ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	24.8	24.9	24.8	24.9

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	ARITZIA INC-SUBORDINATE VOTI	専門小売り	0.6	0.6	0.6	0.6
2	ATI INC	航空宇宙・防衛	0.5	0.5	0.5	0.5
3	BPER BANCA	銀行	0.4	0.4	0.4	0.4
4	CARPENTER TECHNOLOGY	航空宇宙・防衛	0.4	0.4	0.4	0.4
5	TOREX GOLD RESOURCES INC	金属・鉱業	0.4	0.4	0.4	0.4

・「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	EDP FINANCE BV	社債券	0.9	0.9	0.9	0.9
2	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA	社債券	0.9	0.9	0.9	0.9
3	HEALTHPEAK PROPERTIES	社債券	0.8	0.8	0.8	0.8
4	UDR INC	社債券	0.8	0.8	0.8	0.8
5	OMEGA HLTHCARE INVESTORS	社債券	0.8	0.8	0.8	0.8

・「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」を通じての投資銘柄

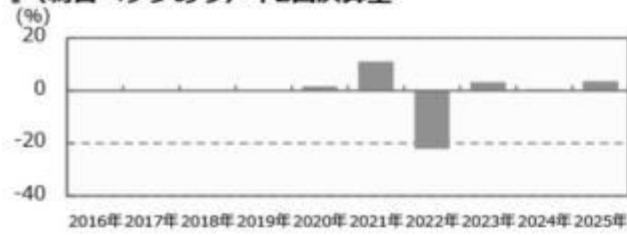
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	ABU DHABI GOVT INT'L	国債証券	0.9	0.9	0.9	0.9
2	PERU GLOBAL	国債証券	0.7	0.7	0.7	0.7
3	REPUBLIC OF HUNGARY	国債証券	0.7	0.7	0.7	0.7
4	REPUBLIC OF PANAMA	国債証券	0.7	0.7	0.7	0.7
5	REPUBLIC OF KENYA	国債証券	0.6	0.6	0.6	0.6

・「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」を通じての投資銘柄

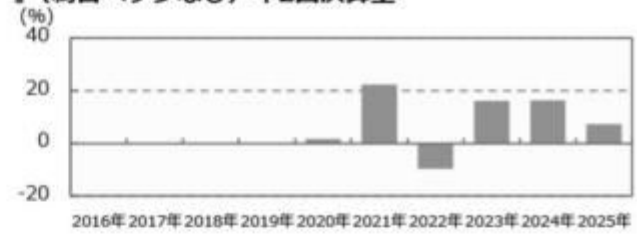
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	WELLTOWER INC	投資証券	2.3	2.3	2.3	2.3
2	PROLOGIS INC	投資証券	2.2	2.2	2.2	2.2
3	EQUINIX INC	投資証券	1.0	1.0	1.0	1.0
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	1.0	1.0	1.0	1.0
5	VENTAS INC	投資証券	1.0	1.0	1.0	1.0

■ 年間収益率の推移 （暦年ベース）

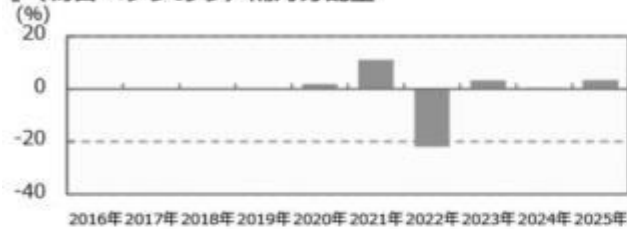
Ⅰ（為替ヘッジあり）年2回決算型



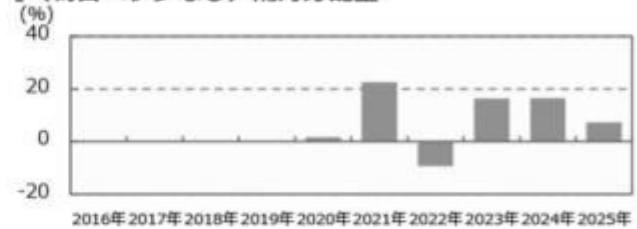
Ⅱ（為替ヘッジなし）年2回決算型



Ⅲ（為替ヘッジあり）隔月分配型



Ⅳ（為替ヘッジなし）隔月分配型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2020年は設定日（2020年11月30日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ニューヨーク証券取引所

(4) 販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）（分配金を再投資する場合は1口単位）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) スイッチング

「グローバルESGバランスファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止す

ることおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

取得申込にはスイッチングの申込みを含みます。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(5) 換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されません。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。

公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額
REIT	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2020年11月30日設定）。

（4）【計算期間】

< 年2回決算型 >

原則として、毎年5月19日から11月18日までおよび11月19日から翌年5月18日までとします。

< 隔月分配型 >

原則として、毎年1月19日から3月18日まで、3月19日から5月18日まで、5月19日から7月18日まで、7月19日から9月18日まで、9月19日から11月18日までおよび11月19日から翌年1月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると

き、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知

れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する

権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受け取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(2025年5月20日から2025年11月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年5月20日から2025年11月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2025年 5月19日現在)	第10期 (2025年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	220,830,675	224,197,717
親投資信託受益証券	4,448,678,626	3,731,734,369
派生商品評価勘定	257,209	-
未収入金	93,770	6,907,075
未収利息	2,953	3,003
流動資産合計	4,669,863,233	3,962,842,164
資産合計	4,669,863,233	3,962,842,164
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	120,530,398	126,643,580
未払金	2,579,359	8,239,926
未払解約金	7,933,222	35,802,455
未払受託者報酬	1,310,622	1,161,805
未払委託者報酬	39,318,554	34,854,237
その他未払費用	78,574	69,650
流動負債合計	171,750,729	206,771,653
負債合計	171,750,729	206,771,653
純資産の部		
元本等		
元本	4,964,755,580	4,032,161,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	466,643,076	276,091,466
（分配準備積立金）	544,773,364	480,945,989
元本等合計	4,498,112,504	3,756,070,511
純資産合計	4,498,112,504	3,756,070,511
負債純資産合計	4,669,863,233	3,962,842,164

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期		第10期	
	自	2024年11月19日	自	2025年 5月20日
	至	2025年 5月19日	至	2025年11月18日
営業収益				
受取利息		217,714		252,821
有価証券売買等損益		243,005,545		514,555,743
為替差損益		154,581,063		351,854,104
営業収益合計		88,206,768		162,954,460
営業費用				
受託者報酬		1,310,622		1,161,805
委託者報酬		39,318,554		34,854,237
その他費用		411,214		513,332
営業費用合計		41,040,390		36,529,374
営業利益又は営業損失（ ）		129,247,158		126,425,086
経常利益又は経常損失（ ）		129,247,158		126,425,086
当期純利益又は当期純損失（ ）		129,247,158		126,425,086
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		9,410,680		26,524,777
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		399,164,059		466,643,076
剰余金増加額又は欠損金減少額		58,217,124		99,913,573
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		58,217,124		99,913,573
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,859,663		9,262,272
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,859,663		9,262,272
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		466,643,076		276,091,466

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年5月20日から2025年11月18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第9期 2025年5月19日現在	第10期 2025年11月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,964,755,580口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,032,161,977口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 466,643,076円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 276,091,466円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9060円 (10,000口当たり純資産額) (9,060円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9315円 (10,000口当たり純資産額) (9,315円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年5月19日	第10期 自 2025年5月20日 至 2025年11月18日																																																												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペビーファンドの合計額となっております。</p> <p>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 支払金額 55,305,603円</p> <p>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド 支払金額 36,081,870円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペビーファンドの合計額となっております。</p> <p>米ドル建て ESG先進国社債 マザーファンド 支払金額 49,320,108円</p> <p>米ドル建て ESG新興国債 マザーファンド 支払金額 8,260,030円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペビーファンドの合計額となっております。</p> <p>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 支払金額 52,062,615円</p> <p>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド 支払金額 33,385,917円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペビーファンドの合計額となっております。</p> <p>米ドル建て ESG先進国社債 マザーファンド 支払金額 45,241,751円</p> <p>米ドル建て ESG新興国債 マザーファンド 支払金額 7,593,245円</p>																																																												
<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>34,633,552円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>186,589,004円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>510,139,812円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>731,362,368円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,964,755,580口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>1,473円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	34,633,552円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	186,589,004円	分配準備積立金額	D	510,139,812円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	731,362,368円	当ファンドの期末残存口数	F	4,964,755,580口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,473円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>47,204,411円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>162,155,738円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>433,741,578円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>643,101,727円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,032,161,977口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>1,594円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	47,204,411円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	162,155,738円	分配準備積立金額	D	433,741,578円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	643,101,727円	当ファンドの期末残存口数	F	4,032,161,977口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,594円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	34,633,552円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	186,589,004円																																																											
分配準備積立金額	D	510,139,812円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	731,362,368円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	4,964,755,580口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,473円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	47,204,411円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	162,155,738円																																																											
分配準備積立金額	D	433,741,578円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	643,101,727円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	4,032,161,977口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,594円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2025年 5月19日現在	第10期 2025年11月18日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
期首元本額 5,703,032,047円	期首元本額 4,964,755,580円
期中追加設定元本額 67,029,335円	期中追加設定元本額 113,441,713円
期中一部解約元本額 805,305,802円	期中一部解約元本額 1,046,035,316円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	212,912,870	413,552,977

合計	212,912,870	413,552,977
----	-------------	-------------

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第9期(2025年 5月19日現在)				第10期(2025年11月18日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	4,038,854,720	-	4,159,127,909	120,273,189	3,359,755,838	-	3,486,399,418	126,643,580
米ドル	3,460,038,777	-	3,569,891,137	109,852,360	2,922,596,520	-	3,035,999,532	113,403,012
カナダドル	107,753,038	-	109,920,599	2,167,561	101,780,447	-	105,418,908	3,638,461
メキシコペソ	13,089,086	-	13,672,791	583,705	7,868,126	-	8,191,340	323,214
ユーロ	189,884,103	-	190,447,620	563,517	124,806,120	-	127,970,480	3,164,360
英ポンド	68,177,067	-	69,966,217	1,789,150	47,745,644	-	48,375,654	630,010
スイスフラン	15,123,043	-	15,100,702	22,341	3,229,811	-	3,316,972	87,161
スウェーデンクローナ	12,493,056	-	12,596,531	103,475	8,925,993	-	9,191,816	265,823
ノルウェークローネ	7,093,184	-	7,335,542	242,358	6,318,636	-	6,518,097	199,461
デンマーククローネ	-	-	-	-	23,499	-	24,092	593
豪ドル	113,168,858	-	116,646,350	3,477,492	92,394,613	-	96,020,767	3,626,154
香港ドル	25,443,471	-	26,081,840	638,369	17,741,217	-	18,331,816	590,599
シンガポールドル	26,591,037	-	27,468,580	877,543	26,325,212	-	27,039,944	714,732
合計	4,038,854,720	-	4,159,127,909	120,273,189	3,359,755,838	-	3,486,399,418	126,643,580

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	512,611,263	916,856,505	
		ACI ESGグローバルREITマザーファンド	457,884,141	926,940,655	
		米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	889,164,609	1,320,231,611	
		米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	334,082,033	567,705,598	
	小計	銘柄数: 4	2,193,742,046	3,731,734,369	

	組入時価比率：99.4%		100.0%
合計			3,731,734,369

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2025年 5月19日現在)	第10期 (2025年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,156,215,033	1,182,794,894
親投資信託受益証券	51,881,563,363	50,333,338,185
未収入金	112,500,000	124,300,000
未収利息	15,465	15,847
流動資産合計	53,150,293,861	51,640,448,926
資産合計	53,150,293,861	51,640,448,926
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	37,307,416	32,355,606
未払解約金	197,897,235	295,610,559
未払受託者報酬	15,491,930	14,377,479
未払委託者報酬	464,757,883	431,324,166
その他未払費用	929,462	862,583
流動負債合計	716,383,926	774,530,393
負債合計	716,383,926	774,530,393
純資産の部		
元本等		
元本	37,307,416,521	32,355,606,270
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,126,493,414	18,510,312,263
（分配準備積立金）	12,020,623,574	12,326,291,940
元本等合計	52,433,909,935	50,865,918,533
純資産合計	52,433,909,935	50,865,918,533
負債純資産合計	53,150,293,861	51,640,448,926

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期		第10期	
	自	2024年11月19日	自	2025年 5月20日
	至	2025年 5月19日	至	2025年11月18日
営業収益				
受取利息		1,965,171		2,237,992
有価証券売買等損益		3,029,502,220		6,306,274,822
営業収益合計		3,027,537,049		6,308,512,814
営業費用				
受託者報酬		15,491,930		14,377,479
委託者報酬		464,757,883		431,324,166
その他費用		929,462		862,583
営業費用合計		481,179,275		446,564,228
営業利益又は営業損失（ ）		3,508,716,324		5,861,948,586
経常利益又は経常損失（ ）		3,508,716,324		5,861,948,586
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,508,716,324		5,861,948,586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		153,540,633		513,355,398
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		20,669,717,241		15,126,493,414
剰余金増加額又は欠損金減少額		441,632,018		360,046,697
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		441,632,018		360,046,697
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,592,372,738		2,292,465,430
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,592,372,738		2,292,465,430
分配金		37,307,416		32,355,606
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		15,126,493,414		18,510,312,263

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年5月20日から2025年11月 18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2025年5月19日現在	第10期 2025年11月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 37,307,416,521口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 32,355,606,270口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4055円 (10,000口当たり純資産額) (14,055円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5721円 (10,000口当たり純資産額) (15,721円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年5月19日	第10期 自 2025年5月20日 至 2025年11月18日																																																												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 支払金額 55,305,603円</p> <p>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド 支払金額 36,081,870円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>米ドル建て ESG先進国社債 マザーファンド 支払金額 49,320,108円</p> <p>米ドル建て ESG新興国債 マザーファンド 支払金額 8,260,030円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 支払金額 52,062,615円</p> <p>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド 支払金額 33,385,917円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>米ドル建て ESG先進国社債 マザーファンド 支払金額 45,241,751円</p> <p>米ドル建て ESG新興国債 マザーファンド 支払金額 7,593,245円</p>																																																												
<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>431,648,580円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,633,022,499円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>11,626,282,410円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>15,690,953,489円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>37,307,416,521口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,205円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>37,307,416円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	431,648,580円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	3,633,022,499円	分配準備積立金額	D	11,626,282,410円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,690,953,489円	当ファンドの期末残存口数	F	37,307,416,521口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,205円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	37,307,416円	<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>768,183,994円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>1,364,670,487円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6,184,020,323円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>10,225,793,065円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>18,542,667,869円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>32,355,606,270口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>5,730円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>32,355,606円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	768,183,994円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,364,670,487円	収益調整金額	C	6,184,020,323円	分配準備積立金額	D	10,225,793,065円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,542,667,869円	当ファンドの期末残存口数	F	32,355,606,270口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,730円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	32,355,606円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	431,648,580円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	3,633,022,499円																																																											
分配準備積立金額	D	11,626,282,410円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,690,953,489円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	37,307,416,521口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,205円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	37,307,416円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	768,183,994円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,364,670,487円																																																											
収益調整金額	C	6,184,020,323円																																																											
分配準備積立金額	D	10,225,793,065円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,542,667,869円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	32,355,606,270口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,730円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	32,355,606円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年5月19日	第10期 自 2025年5月20日 至 2025年11月18日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p>	<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p>

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの審査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2025年 5月19日現在	第10期 2025年11月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
期首元本額 41,609,490,373円	期首元本額 37,307,416,521円
期中追加設定元本額 959,503,682円	期中追加設定元本額 737,785,916円
期中一部解約元本額 5,261,577,534円	期中一部解約元本額 5,689,596,167円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	第10期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	2,969,594,059	5,761,849,421
合計	2,969,594,059	5,761,849,421

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	日本円	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	6,878,780,425	12,303,386,668	
		ACI ESGグローバルREITマザーファンド	6,207,496,296	12,566,455,501	
		米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	11,996,247,556	17,812,028,371	
		米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	4,502,717,381	7,651,467,645	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：99.0%	29,585,241,658	50,333,338,185	100.0%
合計				50,333,338,185	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年 5月19日現在)	当期 (2025年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,502,338	16,347,745
親投資信託受益証券	342,869,828	286,127,242
派生商品評価勘定	20,495	-
未収入金	7,420	870,492
未収利息	193	219
流動資産合計	357,400,274	303,345,698
資産合計	357,400,274	303,345,698
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,241,229	9,698,500
未払金	227,390	1,037,503
未払解約金	343,076	3,701,824
未払受託者報酬	32,282	29,205
未払委託者報酬	968,443	876,100
その他未払費用	1,921	1,728
流動負債合計	10,814,341	15,344,860
負債合計	10,814,341	15,344,860
純資産の部		
元本等		
元本	386,068,781	312,402,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,482,848	24,401,414
（分配準備積立金）	47,112,692	41,423,825
元本等合計	346,585,933	288,000,838
純資産合計	346,585,933	288,000,838
負債純資産合計	357,400,274	303,345,698

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	2024年11月19日	自	2025年 5月20日
	至	2025年 5月19日	至	2025年11月18日
営業収益				
受取利息		14,637		16,915
有価証券売買等損益		20,204,964		41,057,414
為替差損益		12,534,198		28,026,817
営業収益合計		7,656,129		13,047,512
営業費用				
受託者報酬		104,554		91,983
委託者報酬		3,136,599		2,759,429
その他費用		361,055		453,591
営業費用合計		3,602,208		3,305,003
営業利益又は営業損失（ ）		11,258,337		9,742,509
経常利益又は経常損失（ ）		11,258,337		9,742,509
当期純利益又は当期純損失（ ）		11,258,337		9,742,509
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		368,553		229,489
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		35,710,846		39,482,848
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,584,877		5,761,170
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,584,877		5,761,170
剰余金減少額又は欠損金増加額		467,095		192,756
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		467,095		192,756
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		39,482,848		24,401,414

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2025年 5月20日から2025年11月18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2025年 5月19日現在	当期 2025年11月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 386,068,781口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 312,402,252口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 39,482,848円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 24,401,414円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8977円 (10,000口当たり純資産額) (8,977円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9219円 (10,000口当たり純資産額) (9,219円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日																																																																								
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペーパーファンドの合計額となっております。 A C I E S G グローバル小型株 マザーファンド 支払金額 55,305,603円 A C I E S G グローバル R E I T マザーファンド 支払金額 36,081,870円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペーパーファンドの合計額となっております。 米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド 支払金額 49,320,108円 米ドル建て E S G 新興国国債 マザーファンド 支払金額 8,260,030円</p> <p>2. 分配金の計算過程 2024年11月19日から2025年 1月20日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,198,653円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>17,094,258円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>50,015,483円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>68,308,394円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>435,331,525口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,569円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2025年 1月21日から2025年 3月18日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>585,641円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,198,653円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	17,094,258円	分配準備積立金額	D	50,015,483円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,308,394円	当ファンドの期末残存口数	F	435,331,525口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,569円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	585,641円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペーパーファンドの合計額となっております。 A C I E S G グローバル小型株 マザーファンド 支払金額 52,062,615円 A C I E S G グローバル R E I T マザーファンド 支払金額 33,385,917円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのペーパーファンドの合計額となっております。 米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド 支払金額 45,241,751円 米ドル建て E S G 新興国国債 マザーファンド 支払金額 7,593,245円</p> <p>2. 分配金の計算過程 2025年 5月20日から2025年 7月18日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,836,930円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>15,026,495円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>45,241,490円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>62,104,915円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>371,173,217口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,673円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2025年 7月19日から2025年 9月18日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,593,494円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,836,930円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	15,026,495円	分配準備積立金額	D	45,241,490円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,104,915円	当ファンドの期末残存口数	F	371,173,217口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,673円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,593,494円
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	1,198,653円																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																							
収益調整金額	C	17,094,258円																																																																							
分配準備積立金額	D	50,015,483円																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,308,394円																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	435,331,525口																																																																							
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,569円																																																																							
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																																							
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円																																																																							
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	585,641円																																																																							
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	1,836,930円																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																							
収益調整金額	C	15,026,495円																																																																							
分配準備積立金額	D	45,241,490円																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,104,915円																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	371,173,217口																																																																							
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,673円																																																																							
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																																							
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円																																																																							
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	1,593,494円																																																																							

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	16,581,377円
分配準備積立金額	D	49,308,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,475,629円
当ファンドの期末残存口数	F	419,677,621口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,583円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

2025年 3月19日から2025年 5月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,407,919円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	15,535,618円
分配準備積立金額	D	45,704,773円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,648,310円
当ファンドの期末残存口数	F	386,068,781口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,622円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

3. その他費用

その他費用のうち348,896円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	14,544,267円
分配準備積立金額	D	45,051,961円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,189,722円
当ファンドの期末残存口数	F	355,934,166口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,719円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

2025年 9月19日から2025年11月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	468,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	12,845,649円
分配準備積立金額	D	40,955,153円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,269,474円
当ファンドの期末残存口数	F	312,402,252口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,737円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

3. その他費用

その他費用のうち448,139円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

<p>前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日</p>	<p>当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

<p>前期 2025年 5月19日現在</p>	<p>当期 2025年11月18日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	同左
--	----

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
期首元本額 459,310,878円	期首元本額 386,068,781円
期中追加設定元本額 4,169,529円	期中追加設定元本額 2,479,474円
期中一部解約元本額 77,411,626円	期中一部解約元本額 76,146,003円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,020,048	10,299,894
合計	2,020,048	10,299,894

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2025年 5月19日現在)				当期(2025年11月18日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	311,507,936	-	320,728,670	9,220,734	257,543,754	-	267,242,254	9,698,500
米ドル	266,672,566	-	275,108,217	8,435,651	223,826,666	-	232,511,620	8,684,954
カナダドル	8,763,405	-	8,926,507	163,102	8,108,295	-	8,398,152	289,857
メキシコペソ	1,004,483	-	1,049,463	44,980	630,096	-	655,980	25,884
ユーロ	14,552,214	-	14,596,171	43,957	9,654,180	-	9,895,087	240,907
英ポンド	5,209,620	-	5,339,018	129,398	3,566,753	-	3,612,861	46,108
スイスフラン	1,216,570	-	1,214,998	1,572	189,988	-	195,116	5,128
スウェーデンクロー ナ	954,010	-	962,565	8,555	696,895	-	717,649	20,754
ノルウェークローネ	539,041	-	557,835	18,794	460,888	-	475,437	14,549
豪ドル	8,658,708	-	8,915,641	256,933	7,075,847	-	7,347,500	271,653
香港ドル	1,998,225	-	2,048,360	50,135	1,362,655	-	1,407,835	45,180
シンガポールドル	1,939,094	-	2,009,895	70,801	1,971,491	-	2,025,017	53,526
合計	311,507,936	-	320,728,670	9,220,734	257,543,754	-	267,242,254	9,698,500

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	39,334,115	70,352,998	
		ACI ESGグローバルREITマザーファンド	35,281,075	71,423,008	
		米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	68,010,918	100,982,611	
		米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	25,521,465	43,368,625	
	小計	銘柄数: 4 組入時価比率: 99.3%	168,147,573	286,127,242 100.0%	
合計				286,127,242	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025年 5月19日現在)	当期 (2025年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,555,201	61,331,591
親投資信託受益証券	3,262,276,033	3,120,101,093
未収入金	5,990,000	2,410,000
未収利息	756	821
流動資産合計	3,324,821,990	3,183,843,505
資産合計	3,324,821,990	3,183,843,505
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,181,980	9,652,648
未払解約金	8,178,749	10,675,960
未払受託者報酬	305,665	295,111
未払委託者報酬	9,169,905	8,853,347
その他未払費用	18,322	17,687
流動負債合計	28,854,621	29,494,753
負債合計	28,854,621	29,494,753
純資産の部		
元本等		
元本	2,484,884,663	2,145,033,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	811,082,706	1,009,315,668
（分配準備積立金）	609,194,104	619,704,209
元本等合計	3,295,967,369	3,154,348,752
純資産合計	3,295,967,369	3,154,348,752
負債純資産合計	3,324,821,990	3,183,843,505

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	2024年11月19日	自	2025年 5月20日
	至	2025年 5月19日	至	2025年11月18日
営業収益				
受取利息		96,314		118,359
有価証券売買等損益		191,187,326		391,645,060
営業収益合計		191,091,012		391,763,419
営業費用				
受託者報酬		971,858		893,523
委託者報酬		29,155,856		26,805,617
その他費用		58,257		53,546
営業費用合計		30,185,971		27,752,686
営業利益又は営業損失（ ）		221,276,983		364,010,733
経常利益又は経常損失（ ）		221,276,983		364,010,733
当期純利益又は当期純損失（ ）		221,276,983		364,010,733
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		5,677,256		8,376,745
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,147,387,517		811,082,706
剰余金増加額又は欠損金減少額		30,547,908		19,900,938
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		30,547,908		19,900,938
剰余金減少額又は欠損金増加額		118,150,955		146,814,150
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		118,150,955		146,814,150
分配金		33,102,037		30,487,814
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		811,082,706		1,009,315,668

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2025年 5月20日から2025年11月18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2025年 5月19日現在	当期 2025年11月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,484,884,663口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,145,033,084口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3264円 (10,000口当たり純資産額) (13,264円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4705円 (10,000口当たり純資産額) (14,705円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日																																																																																																																								
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 支払金額 55,305,603円</p> <p>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド 支払金額 36,081,870円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>米ドル建て ESG先進国社債 マザーファンド 支払金額 49,320,108円</p> <p>米ドル建て ESG新興国国債 マザーファンド 支払金額 8,260,030円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2024年11月19日から2025年 1月20日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>12,461,646円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>437,757,668円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>652,848,647円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,103,067,961円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,600,711,090口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,241円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>11,703,199円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2025年 1月21日から2025年 3月18日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,015,470円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>357,016,256円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>636,292,430円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,000,324,156円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,554,214,539口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>3,916円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>10,216,858円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2025年 3月19日から2025年 5月19日まで</p>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,461,646円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	437,757,668円	分配準備積立金額	D	652,848,647円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,103,067,961円	当ファンドの期末残存口数	F	2,600,711,090口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,241円	10,000口当たり分配金額	H	45円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	11,703,199円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,015,470円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	357,016,256円	分配準備積立金額	D	636,292,430円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,000,324,156円	当ファンドの期末残存口数	F	2,554,214,539口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,916円	10,000口当たり分配金額	H	40円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	10,216,858円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 支払金額 52,062,615円</p> <p>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド 支払金額 33,385,917円</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>米ドル建て ESG先進国社債 マザーファンド 支払金額 45,241,751円</p> <p>米ドル建て ESG新興国国債 マザーファンド 支払金額 7,593,245円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2025年 5月20日から2025年 7月18日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>19,621,106円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>342,653,083円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>579,453,578円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>941,727,767円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,373,490,565口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>3,967円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>10,680,707円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2025年 7月19日から2025年 9月18日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>15,503,988円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>397,252,232円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>555,576,061円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>968,332,281円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,256,546,581口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,291円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>10,154,459円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2025年 9月19日から2025年11月18日まで</p>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19,621,106円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	342,653,083円	分配準備積立金額	D	579,453,578円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	941,727,767円	当ファンドの期末残存口数	F	2,373,490,565口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,967円	10,000口当たり分配金額	H	45円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	10,680,707円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,503,988円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	397,252,232円	分配準備積立金額	D	555,576,061円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	968,332,281円	当ファンドの期末残存口数	F	2,256,546,581口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,291円	10,000口当たり分配金額	H	45円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	10,154,459円
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	12,461,646円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																							
収益調整金額	C	437,757,668円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	652,848,647円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,103,067,961円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	2,600,711,090口																																																																																																																							
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,241円																																																																																																																							
10,000口当たり分配金額	H	45円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F × H/10,000	11,703,199円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	7,015,470円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																							
収益調整金額	C	357,016,256円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	636,292,430円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,000,324,156円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	2,554,214,539口																																																																																																																							
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,916円																																																																																																																							
10,000口当たり分配金額	H	40円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F × H/10,000	10,216,858円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	19,621,106円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																							
収益調整金額	C	342,653,083円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	579,453,578円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	941,727,767円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	2,373,490,565口																																																																																																																							
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,967円																																																																																																																							
10,000口当たり分配金額	H	45円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F × H/10,000	10,680,707円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	15,503,988円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																							
収益調整金額	C	397,252,232円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	555,576,061円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	968,332,281円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	2,256,546,581口																																																																																																																							
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,291円																																																																																																																							
10,000口当たり分配金額	H	45円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F × H/10,000	10,154,459円																																																																																																																							

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,184,940円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	352,443,850円
分配準備積立金額	D	611,191,144円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	972,819,934円
当ファンドの期末残存口数	F	2,484,884,663口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,914円
10,000口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,181,980円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,277,286円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	84,793,690円
収益調整金額	C	389,611,459円
分配準備積立金額	D	529,285,881円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,018,968,316円
当ファンドの期末残存口数	F	2,145,033,084口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,750円
10,000口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,652,648円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2025年 5月19日現在	当期 2025年11月18日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日		
期首元本額	2,702,781,991円	期首元本額	2,484,884,663円
期中追加設定元本額	80,407,026円	期中追加設定元本額	48,064,429円
期中一部解約元本額	298,304,354円	期中一部解約元本額	387,916,008円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年11月19日 至 2025年 5月19日	当期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	32,186,588	115,180,271
合計	32,186,588	115,180,271

3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	426,022,844	761,984,458	
		ACI ESGグローバルREITマザーファンド	383,999,587	777,368,763	
		米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	744,537,785	1,105,489,703	
		米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	279,678,791	475,258,169	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：98.9%	1,834,239,007	3,120,101,093	100.0%
合計			3,120,101,093		

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「グローバルESGバランスファンド」の各ファンドは「ACI ESGグローバル小型株マザーファンド」、「米ドル建てESG先進国社債マザーファンド」、「米ドル建てESG新興国国債マザーファンド」および「ACI ESGグローバルREITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2025年11月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	249,713,297
コール・ローン	125,962,980
株式	13,210,118,331
投資信託受益証券	79,061,492
投資証券	446,567,015
未収配当金	15,041,833
未収利息	1,687
流動資産合計	14,126,466,635

(2025年11月18日現在)

資産合計	14,126,466,635
負債の部	
流動負債	
未払金	73,064,365
未払解約金	1,100,000
流動負債合計	74,164,365
負債合計	74,164,365
純資産の部	
元本等	
元本	7,856,748,647
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,195,553,623
元本等合計	14,052,302,270
純資産合計	14,052,302,270
負債純資産合計	14,126,466,635

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年11月18日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7886円
(10,000口当たり純資産額)	(17,886円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月20日
至 2025年11月18日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年11月18日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年11月18日現在

期首	2025年 5月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	9,565,280,907円
同期中における追加設定元本額	70,667,196円
同期中における一部解約元本額	1,779,199,456円
期末元本額	7,856,748,647円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	512,611,263円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型	6,878,780,425円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型	39,334,115円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型	426,022,844円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
				単価	金額		
株式	日本円	中国塗料	8,000	4,325.00	34,600,000		
		MARUWA	2,300	44,620.00	102,626,000		
		SWCC	9,200	10,160.00	93,472,000		
		ナブテスコ	39,900	3,322.00	132,547,800		
		アシックス	38,900	3,574.00	139,028,600		
		双日	37,300	4,321.00	161,173,300		
		サンリオ	10,100	5,539.00	55,943,900		
		ネクステージ	41,300	2,568.00	106,058,400		
		ツルハホールディングス	56,500	2,756.50	155,742,250		
		良品計画	33,200	2,938.50	97,558,200		
		めぶきフィナンシャルグループ	158,000	930.40	147,003,200		
		七十七銀行	26,600	6,687.00	177,874,200		
		東京建物	14,500	3,217.00	46,646,500		
		小計	銘柄数：13			1,450,274,350	
			組入時価比率：10.3%			10.9%	

米ドル	ELEMENT SOLUTIONS INC	35,206	24.94	878,037.64
	SENSIENT TECHNOLOGIES CORP	7,289	92.74	675,981.86
	TITAN AMERICA SA	22,072	15.02	331,521.44
	ASTRONICS CORP	10,027	50.12	502,553.24
	ATI INC	13,034	98.75	1,287,107.50
	CARPENTER TECHNOLOGY	3,216	332.15	1,068,194.40
	HEXCEL CORP	12,595	69.91	880,516.45
	HAYWARD HOLDINGS INC	39,975	15.29	611,217.75
	ARGAN INC	2,075	346.35	718,676.25
	CONSTRUCTION PARTNERS INC-A	10,650	104.45	1,112,392.50
	STERLING INFRASTRUCTURE INC	3,323	332.82	1,105,960.86
	ALLIANCE LAUNDRY HOLDINGS IN	18,444	24.18	445,975.92
	MUELLER WATER PRODUCTS INC-A	28,505	22.91	653,049.55
	RBC BEARINGS INC	1,173	429.28	503,545.44
	HERC HOLDINGS INC	3,540	128.19	453,792.60
	CECO ENVIRONMENTAL CORP	14,648	47.44	694,901.12
	OPENLANE INC	24,076	25.16	605,752.16
	MODINE MANUFACTURING CO	5,030	128.49	646,304.70
	PATRICK INDUSTRIES INC	9,350	96.97	906,669.50
	CAVCO INDUSTRIES INC	935	546.26	510,753.10
	TOLL BROTHERS INC	5,667	126.68	717,895.56
	ATOUR LIFESTYLE HOLDINGS-ADR	29,230	39.08	1,142,308.40
	OLLIE S BARGAIN OUTLET HOLDI	4,064	122.89	499,424.96
	FIVE BELOW	5,470	147.72	808,028.40
	NATIONAL VISION HOLDINGS INC	50,058	24.46	1,224,418.68
	WAYFAIR INC - CLASS A	9,522	99.53	947,724.66
	BJ'S WHOLESALE CLUB HOLDINGS	4,399	92.66	407,611.34
	SPROUTS FARMERS MARKET INC	1,178	82.58	97,279.24
	VITAL FARMS INC	4,068	30.74	125,050.32
	ELF BEAUTY INC	5,826	72.79	424,074.54
	GLOBUS MEDICAL INC - A	7,774	83.64	650,217.36
	ENCOMPASS HEALTH CORP	8,298	112.00	929,376.00
	HINGE HEALTH INC-A	8,024	40.84	327,700.16
	RADNET INC	11,882	77.04	915,389.28
	ADMA BIOLOGICS INC	30,073	15.42	463,725.66
	UROGEN PHARMA LTD	23,828	23.70	564,723.60
	BANCORP INC/THE	11,244	59.72	671,491.68
	COASTAL FINANCIAL CORP/WA	4,063	102.51	416,498.13
	WINTRUST FINANCIAL CORP	5,590	123.45	690,085.50
	ATEGRITY SPECIALTY HOLDINGS	12,633	18.68	235,984.44
	HCI GROUP INC	2,678	173.75	465,302.50
	GDS HOLDINGS LTD-ADR	29,951	29.35	879,061.85

ELASTIC NV	2,878	87.44	251,652.32	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	2,988	216.75	647,649.00	
KLAVIYO INC-A	26,075	27.15	707,936.25	
LIFE360 INC	6,139	69.79	428,440.81	
NETSKOPE INC-CL A	15,266	19.33	295,091.78	
PEGASYSTEMS INC	9,254	54.65	505,731.10	
RIOT PLATFORMS INC	15,790	13.88	219,165.20	
EXTREME NETWORKS INC	13,116	17.03	223,365.48	
LITTELFUSE INC	1,864	236.01	439,922.64	
MIRION TECHNOLOGIES INC	29,477	24.39	718,944.03	
NOVANTA INC	3,768	102.88	387,651.84	
OSI SYSTEMS INC	2,438	267.03	651,019.14	
PLEXUS CORP	3,300	137.72	454,476.00	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDING	3,453	145.58	502,687.74	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	7,171	61.73	442,665.83	
MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS HOLDINGS INC	5,461	159.83	872,831.63	
NOVA LTD	2,654	286.78	761,114.12	
SILICON LABORATORIES	4,186	117.42	491,520.12	
SITIME CORP	2,581	268.85	693,901.85	
BROOKFIELD INFRASTRUCTURE-A	18,112	45.08	816,488.96	
DAVE INC	2,691	194.10	522,323.10	
ETORO GROUP LTD-A	11,387	38.52	438,627.24	
HAMILTON LANE INC-CLASS A	1,938	126.87	245,874.06	
MIAMI INTERNATIONAL HOLDINGS	20,725	46.81	970,137.25	
PIPER SANDLER COS	2,290	314.55	720,319.50	
STONEX GROUP INC	8,069	85.55	690,302.95	
LAUREATE EDUCATION INC-A	14,967	29.90	447,588.13	
HURON CONSULTING GROUP INC	6,701	160.53	1,075,711.53	
MAGNITE INC	48,128	13.36	642,990.08	
小計 銘柄数：71			44,462,405.92	
			(6,906,790,135)	
組入時価比率：49.2%			52.2%	
カナダドル				
CAPSTONE COPPER CORP	127,588	12.04	1,536,159.52	
LUNDIN GOLD INC	10,301	113.11	1,165,146.11	
TOREX GOLD RESOURCES INC	33,187	62.93	2,088,457.91	
MDA SPACE LTD	47,438	21.44	1,017,070.72	
ATKINSREALIS GROUP INC	20,727	88.24	1,828,950.48	
FINNING INTERNATIONAL INC	20,116	73.05	1,469,473.80	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	35,661	35.37	1,261,329.57	
ARITZIA INC-SUBORDINATE VOTI	25,043	99.28	2,486,269.04	
TRANSALTA CORP	41,815	20.00	836,300.00	
小計 銘柄数：9			13,689,157.15	

				(1,513,336,322)	
				11.4%	
メキシコペソ	GENEREA SAB DE CV	385,344	43.75	16,858,800.00	
小計	銘柄数：1			16,858,800.00	
				(142,050,562)	
				1.1%	
リアル	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	415,400	18.45	7,664,130.00	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	128,000	29.58	3,786,240.00	
小計	銘柄数：2			11,450,370.00	
				(333,708,438)	
				2.5%	
ユーロ	SBM OFFSHORE NV	26,531	24.76	656,907.56	
	TECHNIP ENERGIES NV	21,569	35.00	754,915.00	
	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	3,094	178.10	551,041.40	
	RENK GROUP AG	5,781	63.38	366,399.78	
	SPIE SA	9,024	43.56	393,085.44	
	AUTO1 GROUP SE	55,099	25.70	1,416,044.30	
	BPER BANCA	122,907	10.43	1,281,920.01	
	VUSIONGROUP	2,214	207.60	459,626.40	
	HERA SPA	129,801	4.07	528,549.67	
	FLATEXDEGIRO AG	15,361	31.16	478,648.76	
小計	銘柄数：10			6,887,138.32	
				(1,239,547,154)	
				9.4%	
英ポンド	WEIR GROUP PLC	17,391	27.96	486,252.36	
小計	銘柄数：1			486,252.36	
				(99,336,494)	
				0.8%	
スイスフラン	R&S GROUP HOLDING AG	14,974	17.50	262,045.00	
小計	銘柄数：1			262,045.00	
				(51,124,979)	
				0.4%	
スウェーデンクローナ	NORDNET AB PUBL	32,390	271.80	8,803,602.00	
小計	銘柄数：1			8,803,602.00	
				(144,291,036)	
				1.1%	
ノルウェークローネ	SUBSEA 7 SA	35,918	188.50	6,770,543.00	
小計	銘柄数：1			6,770,543.00	
				(103,927,835)	
				0.8%	
豪ドル	GENESIS MINERALS LTD	180,330	6.45	1,163,128.50	
	VENTIA SERVICES GROUP PTY LT	264,042	5.84	1,542,005.28	

		JB HI-FI LTD	6,962	97.58	679,351.96	
		NEXTDC LTD	79,391	14.26	1,132,115.66	
		ZIP CO LTD	310,230	3.14	974,122.20	
	小計	銘柄数：5			5,490,723.60	(553,025,680)
		組入時価比率：3.9%				4.2%
香港ドル		BOSIDENG INTL HLDGS LTD	1,018,000	5.20	5,293,600.00	
	小計	銘柄数：1			5,293,600.00	(105,766,128)
		組入時価比率：0.8%				0.8%
ウォン		SAMYANG FOODS CO LTD	517	1,385,000.00	716,045,000.00	
	小計	銘柄数：1			716,045,000.00	(75,972,374)
		組入時価比率：0.5%				0.6%
新台幣ドル		BIZLINK HOLDING INC	14,000	1,625.00	22,750,000.00	
	小計	銘柄数：1			22,750,000.00	(113,374,625)
		組入時価比率：0.8%				0.9%
インドルピー		AMBER ENTERPRISES INDIA LTD	5,894	7,443.50	43,871,989.00	
		MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	48,225	1,121.60	54,089,160.00	
		NIPPON LIFE INDIA ASSET MANA	77,297	858.90	66,390,393.30	
		PRESTIGE ESTATES PROJECTS	27,936	1,753.20	48,977,395.20	
	小計	銘柄数：4			213,328,937.50	(377,592,219)
		組入時価比率：2.7%				2.9%
合計					13,210,118,331	(11,759,843,981)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	SCHWAB INTL SMALL-CAP EQUITY	5,882	261,984.28	
		SCHWAB US SMALL-CAP ETF	9,188	246,973.44	
	小計	銘柄数：2	15,070	508,957.72	(79,061,492)
		組入時価比率：0.6%			15.0%
合計				79,061,492	(79,061,492)
投資証券	日本円	日本都市ファンド投資法人 投資証券	913	110,016,500	
	小計	銘柄数：1	913	110,016,500	
		組入時価比率：0.8%			20.9%
	米ドル	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	22,407	1,073,519.37	

		TERRENO REALTY CORP	8,357	501,754.28	
	小計	銘柄数：2	30,764	1,575,273.65	
		組入時価比率：1.7%		(244,703,008)	46.6%
	英債券	TRITAX BIG BOX REIT PLC	302,553	449,593.75	
	小計	銘柄数：1	302,553	449,593.75	
		組入時価比率：0.7%		(91,847,507)	17.5%
	合計			446,567,015	
				(336,550,515)	
	合計			525,628,507	
				(415,612,007)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年11月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	629,713,534
コール・ローン	66,843,035
社債券	19,326,317,148
未収入金	187,465,710
未収利息	203,041,668
前払費用	10,332,700
流動資産合計	20,423,713,795
資産合計	20,423,713,795
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	707,160
未払解約金	84,140,000
流動負債合計	84,847,160
負債合計	84,847,160
純資産の部	
元本等	
元本	13,697,960,868
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	6,640,905,767
元本等合計	20,338,866,635
純資産合計	20,338,866,635
負債純資産合計	20,423,713,795

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 社債券

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年11月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4848円
(10,000口当たり純資産額)	(14,848円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月20日 至 2025年11月18日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年11月18日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年11月18日現在	
期首	2025年 5月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	15,744,713,257円
同期中における追加設定元本額	151,848,022円
同期中における一部解約元本額	2,198,600,411円
期末元本額	13,697,960,868円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	889,164,609円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型	11,996,247,556円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型	68,010,918円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型	744,537,785円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	AES CORP/THE	800,000.00	776,550.08	
		AMAZON.COM INC	2,000,000.00	1,352,451.00	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	900,000.00	875,145.96	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR	3,000,000.00	3,005,571.60	
		APPLE INC	900,000.00	721,404.27	
		APPLE INC	700,000.00	554,920.10	
		ASHTREAD CAPITAL INC	1,400,000.00	1,387,753.50	
		ASHTREAD CAPITAL INC	600,000.00	626,198.58	
		AVANGRID INC	2,000,000.00	1,967,205.80	
		BOSTON GAS COMPANY	2,200,000.00	2,235,432.32	
		CATERPILLAR INC	1,500,000.00	1,080,120.60	
		CATERPILLAR INC	800,000.00	574,665.52	
		CMS ENERGY CORP	1,300,000.00	1,275,800.76	
		CNH INDUSTRIAL CAPITAL L	1,800,000.00	1,792,462.32	
		COCA-COLA CO/THE	2,300,000.00	2,393,197.15	
		CSX CORP	800,000.00	476,545.60	
		CSX CORP	2,000,000.00	1,709,266.20	
		DAIMLER FINANCE NA LLC	1,800,000.00	1,626,686.28	
		DELL INC	1,700,000.00	1,822,876.68	
		DUKE ENERGY CORP	1,600,000.00	1,542,066.40	
		DUKE ENERGY CORP	1,500,000.00	1,504,629.75	
		E.ON INTL FINANCE BV	2,400,000.00	2,683,903.92	
		EDP FINANCE BV	3,600,000.00	3,407,748.48	
		ELECTRICITE DE FRANCE SA	1,500,000.00	1,626,869.40	
		ELECTRICITE DE FRANCE SA	2,000,000.00	2,215,758.20	
		ENEL FINANCE AMERICA LLC	2,650,000.00	1,902,033.79	
		ENEL FINANCE INTL NV	2,000,000.00	1,790,694.60	
		ENGIE SA	1,000,000.00	1,014,487.60	
		EVERSOURCE ENERGY	1,000,000.00	1,005,446.30	
		EVERSOURCE ENERGY	700,000.00	616,050.75	
		EXELON CORP	2,000,000.00	1,865,346.40	
		EXELON CORP	500,000.00	383,856.85	
		GENERAL MILLS INC	625,000.00	625,427.62	
		GENERAL MILLS INC	1,600,000.00	1,505,756.80	
GENERAL MOTORS FINL CO	2,000,000.00	2,101,045.00			
HEALTHPEAK PROPERTIES	500,000.00	484,673.35			

HEALTHPEAK PROPERTIES	3,300,000.00	3,042,966.96	
HOME DEPOT INC	2,500,000.00	2,169,983.00	
HP ENTERPRISE CO	2,300,000.00	2,348,774.95	
JABIL INC	1,500,000.00	1,384,599.45	
JUNIPER NETWORKS INC	2,000,000.00	1,987,965.20	
KEURIG DR PEPPER INC	2,000,000.00	1,969,210.80	
KEURIG DR PEPPER INC	2,000,000.00	1,770,030.20	
KROGER CO	1,300,000.00	1,137,522.36	
KROGER CO	2,500,000.00	2,507,601.25	
MASSACHUSETTS ELECTRIC	1,600,000.00	1,398,153.60	
MCDONALD'S CORP	600,000.00	585,243.78	
MOLSON COORS BREWING CO	2,500,000.00	2,019,641.75	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	1,200,000.00	1,172,008.44	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	3,000,000.00	2,744,035.80	
NORFOLK SOUTHERN CORP	1,000,000.00	919,906.90	
NXP BV/NXP FDG/NXP USA	3,000,000.00	2,873,085.90	
NXP BV/NXP FUNDING LLC	1,300,000.00	953,764.11	
OMEGA HLTHCARE INVESTORS	3,000,000.00	3,037,870.50	
QUALCOMM INC	1,000,000.00	851,901.50	
QUALCOMM INC	1,500,000.00	1,586,884.50	
RALPH LAUREN CORP	2,750,000.00	2,596,436.97	
RAYTHEON TECH CORP	2,300,000.00	1,557,902.47	
RTX CORP	700,000.00	724,254.16	
SEMPRA ENERGY	1,900,000.00	1,857,691.75	
SIEMENS FINANCIERINGSMAT	1,000,000.00	952,564.30	
SNAM SPA	1,500,000.00	1,551,891.90	
SNAM SPA	600,000.00	637,287.42	
SUNTORY HOLDINGS LTD	1,700,000.00	1,744,236.04	
SYSCO CORPORATION	1,862,000.00	1,969,361.43	
TESCO PLC	2,000,000.00	2,089,927.20	
TJX COS INC	200,000.00	197,931.22	
TOTAL CAPITAL INTL SA	2,500,000.00	1,686,445.75	
TOTALENERGIES CAP INTL	650,000.00	471,699.54	
TRANE TECH FIN LTD	2,200,000.00	2,177,245.84	
UDR INC	3,300,000.00	3,048,307.02	
UNITED PARCEL SERVICE	1,800,000.00	1,741,324.14	
VENTAS REALTY LP/CAP CRP	2,200,000.00	2,201,983.74	
VOLKSWAGEN GROUP AMERICA	3,200,000.00	3,080,848.32	
WEA FINANCE LLC	3,000,000.00	2,942,054.40	
WEA FINANCE LLC/WESTFIEL	500,000.00	430,742.55	
WELLTOWER INC	1,900,000.00	1,761,674.49	
小計	銘柄数：77	132,537,000.00	124,413,011.13

			(19,326,317,148)	
		組入時価比率：95.0%	100.0%	
合計			19,326,317,148	(19,326,317,148)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年11月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	185,663,280	-	186,370,440	707,160
米ドル	185,663,280	-	186,370,440	707,160
合計	185,663,280	-	186,370,440	707,160

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2025年11月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	136,226,658
コール・ローン	53,935,189
国債証券	6,946,273,591
特殊債券	63,483,279
社債券	1,475,144,532
未収利息	99,038,313
前払費用	13,390,215
流動資産合計	8,787,491,777
資産合計	8,787,491,777
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	366,913
未払解約金	49,240,000
流動負債合計	49,606,913
負債合計	49,606,913
純資産の部	
元本等	
元本	5,141,999,670

(2025年11月18日現在)

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,595,885,194
元本等合計	8,737,884,864
純資産合計	8,737,884,864
負債純資産合計	8,787,491,777

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年11月18日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6993円
(10,000口当たり純資産額)	(16,993円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月20日
至 2025年11月18日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年11月18日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	国債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年11月18日現在

期首	2025年 5月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,173,651,589円
同期中における追加設定元本額	66,398,918円
同期中における一部解約元本額	1,098,050,837円
期末元本額	5,141,999,670円
期末元本額の内訳*	
グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	334,082,033円
グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型	4,502,717,381円
グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型	25,521,465円
グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型	279,678,791円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,000,000.00	877,127.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,100,000.00	3,252,950.28	
		COLOMBIA GLOBAL	390,000.00	411,450.00	
		COSTA RICA GOVERNMENT	200,000.00	208,590.00	
		COSTA RICA GOVERNMENT	200,000.00	217,612.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,751,040.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	500,000.00	549,875.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	200,000.00	196,970.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	500,000.00	497,775.00	
		HUNGARY	400,000.00	407,466.56	
		HUNGARY	200,000.00	211,760.00	
		HUNGARY	600,000.00	646,062.90	
		KINGDOM OF BAHRAIN	400,000.00	417,242.24	
		KINGDOM OF BAHRAIN	800,000.00	857,833.52	
		KINGDOM OF JORDAN	600,000.00	625,112.40	
		KINGDOM OF JORDAN	1,800,000.00	1,810,016.28	
		KINGDOM OF JORDAN	400,000.00	401,342.36	
		KINGDOM OF MOROCCO	1,000,000.00	1,031,800.50	
		MEXICO GLOBAL	1,150,000.00	1,253,385.00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	600,000.00	693,719.94	
		PERU GLOBAL	2,430,000.00	2,711,880.00	
		REPUBLIC OF CHILE	506,008.00	511,498.18	
		REPUBLIC OF CHILE	1,400,000.00	1,375,395.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000.00	2,284,300.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000.00	1,678,700.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	200,000.00	160,480.00	
REPUBLIC OF HUNGARY	2,400,000.00	2,834,630.88			
REPUBLIC OF KENYA	2,100,000.00	2,247,618.66			
REPUBLIC OF PANAMA	2,800,000.00	2,609,880.00			

		REPUBLIC OF PANAMA	500,000.00	572,550.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,200,000.00	936,120.00	
		REPUBLIC OF PARAGUAY	500,000.00	503,860.00	
		REPUBLIC OF PARAGUAY	500,000.00	516,195.00	
		REPUBLIC OF PERU	500,000.00	629,600.00	
		REPUBLIC OF POLAND	1,000,000.00	1,074,129.50	
		REPUBLIC OF POLAND	400,000.00	391,301.32	
		REPUBLIC OF SERBIA	200,000.00	174,504.88	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,798,619.22	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	600,000.00	506,829.84	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	20,000.00	20,281.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	380,000.00	461,472.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	700,000.00	619,500.00	
		ROMANIA	500,000.00	514,550.00	
		ROMANIA	400,000.00	359,180.00	
		ROMANIA	700,000.00	631,645.00	
		ROMANIA	500,000.00	538,250.00	
		ROMANIA	500,000.00	487,793.20	
		ROMANIA	1,100,000.00	1,054,184.89	
		UNITED MEXICAN STATES	200,000.00	192,500.00	
	小計	銘柄数：49	44,376,008.00	44,716,580.35	
				(6,946,273,591)	
		組入時価比率：79.5%		81.9%	
	合計			6,946,273,591	
				(6,946,273,591)	
特殊債券	米ドル	ESKOM HOLDINGS SOC LTD	200,000.00	214,360.20	
		PETRONAS CAPITAL LTD	200,000.00	194,312.90	
	小計	銘柄数：2	400,000.00	408,673.10	
				(63,483,279)	
		組入時価比率：0.7%		0.7%	
	合計			63,483,279	
				(63,483,279)	
社債券	米ドル	CODELCO INC	1,700,000.00	1,622,339.75	
		CODELCO INC	960,000.00	979,897.92	
		CODELCO INC	900,000.00	870,147.72	
		PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	500,000.00	514,155.50	
		PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	200,000.00	205,720.40	
		PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	1,200,000.00	1,126,835.40	
		PETROLEOS DEL PERU SA	700,000.00	590,411.50	
		PETROLEOS MEXICANOS	2,100,000.00	2,131,153.50	
		PETROLEOS MEXICANOS	600,000.00	597,067.74	
		PETROLEOS MEXICANOS	900,000.00	858,501.63	
	小計	銘柄数：10	9,760,000.00	9,496,231.06	

			(1,475,144,532)	
		組入時価比率：16.9%	17.4%	
	合計		1,475,144,532	
			(1,475,144,532)	
	合計		8,484,901,402	
			(8,484,901,402)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年11月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	117,668,600	-	118,035,513	366,913
米ドル	117,668,600	-	118,035,513	366,913
合計	117,668,600	-	118,035,513	366,913

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2025年11月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	81,692,914
コール・ローン	104,944,389
株式	1,334,147,953
投資証券	12,676,361,566
派生商品評価勘定	145,801
未収入金	319,909,610
未収配当金	14,405,428
未収利息	1,406
流動資産合計	14,531,609,067
資産合計	14,531,609,067
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	176,970
未払金	189,035,734
流動負債合計	189,212,704

(2025年11月18日現在)

負債合計	189,212,704
純資産の部	
元本等	
元本	7,084,661,099
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,257,735,264
元本等合計	14,342,396,363
純資産合計	14,342,396,363
負債純資産合計	14,531,609,067

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年11月18日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0244円
(10,000口当たり純資産額)	(20,244円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月20日
至 2025年11月18日

1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。
市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。
信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。
流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年11月18日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	ん。
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
	ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年11月18日現在	
期首	2025年 5月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	8,259,488,677円
同期中における追加設定元本額	62,562,486円
同期中における一部解約元本額	1,237,390,064円
期末元本額	7,084,661,099円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	457,884,141円
グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)年2回決算型	6,207,496,296円
グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)隔月分配型	35,281,075円
グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)隔月分配型	383,999,587円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
				単価	金額		
株式	日本円	三井不動産	87,200	1,682.00	146,670,400		
		住友不動産	28,900	6,918.00	199,930,200		
		小計	銘柄数: 2			346,600,600	
			組入時価比率: 2.4%			25.9%	
	米ドル	CBRE GROUP INC	8,639	149.41	1,290,752.99		
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	94,800	6.42	608,616.00		
		小計	銘柄数: 2			1,899,368.99	
			組入時価比率: 2.1%			(295,047,978)	22.1%
	カナダドル	SIENNA SENIOR LIVING INC	126,357	20.11	2,541,039.27		
		小計	銘柄数: 1			2,541,039.27	
			組入時価比率: 2.0%			(280,911,891)	21.1%
	ユーロ	NEINOR HOMES SLU	51,756	17.20	890,203.20		
CTP NV		14,296	18.00	257,328.00			
小計		銘柄数: 2			1,147,531.20		
		組入時価比率: 1.4%			(206,532,665)	15.5%	
香港ドル	GDS HOLDINGS LIMITED	173,300	29.48	5,108,884.00			
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	556,000	9.27	5,154,120.00			

	小計	銘柄数：2 組入時価比率：1.4%		10,263,004.00 (205,054,819) 15.4%	
	合計			1,334,147,953 (987,547,353)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	G L P 投資法人 投資証券	794	113,542,000	
		日本都市ファンド投資法人 投資証券	728	87,724,000	
		オリックス不動産投資法人 投資証券	308	32,555,600	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	956	80,877,600	
		小計	銘柄数：4 組入時価比率：2.2%	2,786	314,699,200 2.5%
	米ドル	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	63,055	3,020,965.05	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	29,292	934,707.72	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	9,582	1,700,900.82	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	87,384	2,268,488.64	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	94,861	1,727,418.81	
		CARETRUST REIT INC	26,755	973,346.90	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	18,286	523,893.90	
		CUBESMART	23,054	830,635.62	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	21,478	3,387,080.60	
		EQUINIX INC	6,253	4,857,830.64	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	62,823	1,931,807.25	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	6,533	1,648,210.57	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	15,320	2,000,026.00	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	21,873	1,218,107.37	
		GO RESIDENTIAL REAL EST REIT	43,018	466,745.30	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	37,649	648,692.27	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	221,542	416,498.96	
		IRON MOUNTAIN INC	23,374	2,072,806.32	
		KILROY REALTY CORP	17,650	713,060.00	
		MACERICH CO /THE	75,670	1,253,851.90	
		MILLROSE PROPERTIES-CL A	27,369	807,385.50	
		PROLOGIS INC	61,485	7,594,627.20	
SIMON PROPERTY GROUP INC	15,713	2,843,895.87			
SMARTSTOP SELF STORAGE REIT	15,115	480,959.30			
TANGER INC	38,006	1,252,297.70			
UDR INC	21,727	749,146.96			

小計	URBAN EDGE PROPERTIES	66,591	1,237,260.78	
	VENTAS INC	50,021	3,951,659.00	
	VORNADO REALTY TRUST	22,635	748,992.15	
	WELLTOWER INC	45,096	8,896,087.92	
	WP CAREY INC	25,116	1,682,772.00	
	銘柄数：31	1,294,326	62,840,159.02	(9,761,590,302)
	組入時価比率：68.1%		76.9%	
小計	AEDIFICA	13,627	910,964.95	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	74,278	945,558.94	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	10,640	969,516.80	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	21,598	484,659.12	
	銘柄数：4	120,143	3,310,699.81	(595,859,751)
	組入時価比率：4.2%		4.7%	
小計	BIG YELLOW GROUP PLC	64,872	710,997.12	
	BRITISH LAND	149,520	568,176.00	
	SEGRO PLC	132,260	929,787.80	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	381,291	566,598.42	
	銘柄数：4	727,943	2,775,559.34	(567,019,017)
	組入時価比率：4.0%		4.5%	
小計	CHARTER HALL GROUP	81,358	1,808,588.34	
	GOODMAN GROUP	123,782	3,677,563.22	
	SCENTRE GROUP	673,615	2,748,349.20	
	STOCKLAND TRUST GROUP	233,110	1,438,288.70	
	銘柄数：4	1,111,865	9,672,789.46	(974,243,354)
	組入時価比率：6.8%		7.7%	
小計	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	856,600	1,995,878.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	216,100	488,386.00	
	KEPPEL DC REIT	593,856	1,401,500.16	
	銘柄数：3	1,666,556	3,885,764.16	(462,949,942)
	組入時価比率：3.2%		3.7%	
合計			12,676,361,566	(12,361,662,366)

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年11月18日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超		
			評価損益(円)

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	44,266,538	-	44,412,339	145,801
米ドル	2,854,790	-	2,864,995	10,205
ユーロ	41,411,748	-	41,547,344	135,596
売建	44,266,538	-	44,443,508	176,970
米ドル	41,411,748	-	41,578,867	167,119
香港ドル	2,854,790	-	2,864,641	9,851
合計	-	-	-	31,169

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

2025年12月30日現在

資産総額	6,797,129,606円
負債総額	3,270,026,361円
純資産総額（ - ）	3,527,103,245円
発行済口数	3,724,331,632口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9470円

グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

2025年12月30日現在

資産総額	50,055,871,618円
負債総額	232,918,930円
純資産総額（ - ）	49,822,952,688円
発行済口数	30,774,497,034口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6190円

グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

2025年12月30日現在

資産総額	522,105,598円
負債総額	249,855,109円
純資産総額（ - ）	272,250,489円
発行済口数	290,535,468口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9371円

グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

2025年12月30日現在

資産総額	3,141,988,723円
負債総額	9,218,162円
純資産総額（ - ）	3,132,770,561円
発行済口数	2,068,801,528口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5143円

（参考）A C I E S Gグローバル小型株 マザーファンド

2025年12月30日現在

資産総額	13,995,758,772円
負債総額	6,310,000円
純資産総額（ - ）	13,989,448,772円
発行済口数	7,324,304,067口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9100円

（参考）米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

2025年12月30日現在

資産総額	19,649,541,476円
負債総額	3,000,000円
純資産総額（ - ）	19,646,541,476円
発行済口数	12,982,483,662口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5133円

（参考）米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

2025年12月30日現在

資産総額	8,408,609,046円
負債総額	1,100,000円
純資産総額（ - ）	8,407,509,046円
発行済口数	4,887,731,741口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7201円

（参考）ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

2025年12月30日現在

資産総額	14,129,530,263円
負債総額	7,510,000円
純資産総額（ - ）	14,122,020,263円
発行済口数	6,793,419,519口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0788円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

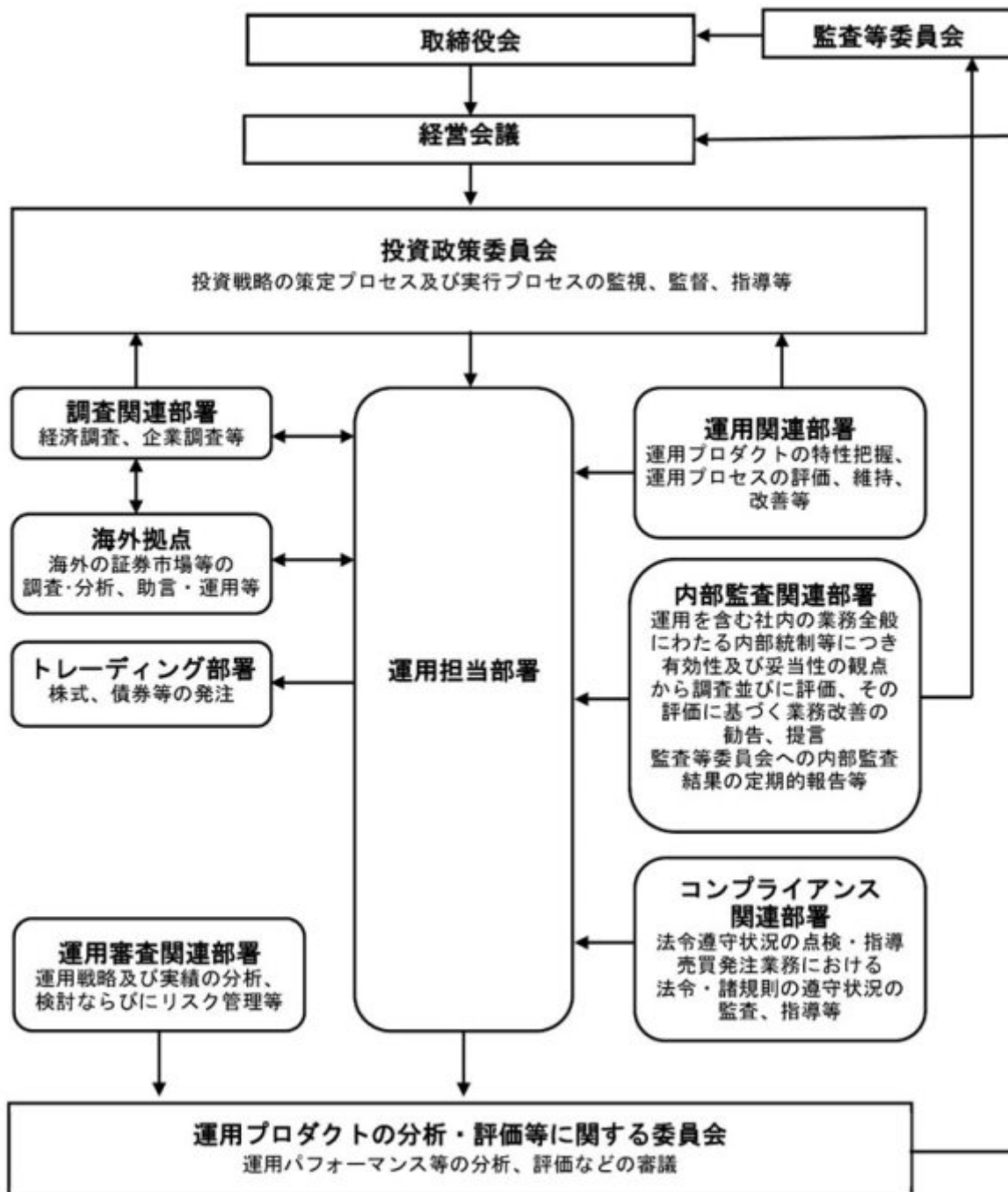
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年11月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	896	67,213,033

単位型株式投資信託	126	700,283
追加型公社債投資信託	14	7,247,372
単位型公社債投資信託	359	594,065
合計	1,395	75,754,753

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	

投資その他の資産		17,314		14,923
投資有価証券			2,164	
関係会社株式	1,813		6,584	
長期差入保証金	9,535		521	
長期前払費用	519		11	
前払年金費用	10		2,413	
繰延税金資産	1,875		3,134	
その他	2,651		92	
固定資産計	908	23,918		22,694
資産合計		116,638		123,775

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度	
		(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
(負債の部)				
流動負債				
関係会社短期借入金		13,700	6,000	
預り金		123	132	
未払金		11,404	11,982	
未払収益分配金		1	1	
未払償還金		39	65	
未払手数料		10,312	11,326	
関係会社未払金		1,052	589	
未払費用	1	12,507	12,594	
未払法人税等		8,095	10,363	
未払消費税等		1,590	2,112	
前受収益		15	14	
賞与引当金		4,543	5,846	
その他		24	-	
流動負債計		52,005	49,045	
固定負債				
退職給付引当金		2,759	2,618	
時効後支払損引当金		602	610	
資産除去債務		1,123	1,431	
固定負債計		4,484	4,660	
負債合計		56,490	53,706	
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		17,180	17,180	
資本剰余金		13,729	13,729	
資本準備金		11,729	11,729	
その他資本剰余金		2,000	2,000	
利益剰余金		28,910	38,841	
利益準備金		685	685	
その他利益剰余金		28,225	38,156	
繰越利益剰余金		28,225	38,156	
評価・換算差額等		327	317	
その他有価証券評価差額金		327	317	
純資産合計		60,147	70,069	
負債・純資産合計		116,638	123,775	

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	

受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			354		482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									

当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等
--	----------

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>						

<p>7. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員からの退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
-----------------------	--

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,939百万円</p>	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 2,204百万円</p>
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 1,214百万円</p> <p>器具備品 733</p> <hr/> <p>合計 1,948</p>	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 1,528百万円</p> <p>器具備品 792</p> <hr/> <p>合計 2,320</p>

損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,050百万円</p>	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 6,591百万円</p>
<p>2. 固定資産除却損</p> <p>建物 -百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソフトウェア 30</p> <hr/> <p>合計 31</p>	<p>2. 固定資産除却損</p> <p>建物 0百万円</p> <p>器具備品 -</p> <p>ソフトウェア 14</p> <hr/> <p>合計 14</p>

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円

基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 5,470円
基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 7,400円
基準日 2025年3月31日
効力発生日 2025年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりませんが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されておりまして、有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり

ます。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。</p> <p>これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。</p> <p>この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。</p>
--	--

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度		当事業年度	
	自 2023年4月 1日	至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日	至 2025年3月31日
期首残高		1,123		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-		-
資産除去債務の履行による減少		-		-
見積もりの変更による増加		-		308
期末残高		1,123		1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

【会計上の見積りの変更に関する注記】（1）に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
（*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入（*1）	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済（*1）	185,200		
							借入金利息（*1）	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付（*1）	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済（*1）	5,368		
							貸付金利息（*1）	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-
-----	----------------------------	--------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
 (*2) ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
 (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2025年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,306
金銭の信託		61,701
未収委託者報酬		36,524
未収運用受託報酬		6,554
短期貸付金		2,977
その他		1,423
貸倒引当金		21
流動資産計		114,466
固定資産		
有形固定資産	1	694
無形固定資産		7,496
ソフトウェア		7,496
その他		0
投資その他の資産		17,252
投資有価証券		2,936
関係会社株式		6,878
長期差入保証金		522
前払年金費用		2,655
繰延税金資産		4,154
その他		104
固定資産計		25,444
資産合計		139,910

		2025年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		44,300
未払金		12,484
未払収益分配金		1
未払償還金		64
未払手数料		11,936
関係会社未払金		483
未払費用		11,850
未払法人税等		6,494
未払消費税等	2	970
賞与引当金		3,346
その他		188
流動負債計		79,635
固定負債		
退職給付引当金		2,754
時効後支払損引当金		616
資産除去債務		1,431
固定負債計		4,802
負債合計		84,438
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		55,149
資本剰余金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		24,239

利益準備金		685
その他利益剰余金		23,554
繰越利益剰余金		23,554
評価・換算差額等		323
その他有価証券評価差額金		323
純資産合計		55,472
負債・純資産合計		139,910

中間損益計算書

区分	注記 番号	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
		金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		83,255
運用受託報酬		11,442
その他営業収益		148
営業収益計		94,846
営業費用		
支払手数料		31,463
調査費		19,015
その他営業費用		3,383
営業費用計		53,863
一般管理費	1	18,119
営業利益		22,863
営業外収益	2	7,810
営業外費用	3	900
経常利益		29,773
特別利益	4	50
特別損失	5	346
税引前中間純利益		29,477
法人税、住民税及び事業税		6,987
法人税等調整額		1,022
中間純利益		23,512

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当中間期変動額								
剰余金の配当						38,115	38,115	38,115
中間純利益						23,512	23,512	23,512
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	14,602	14,602	14,602
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	23,554	24,239	55,149

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069
当中間期変動額			
剰余金の配当			38,115
中間純利益			23,512
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5	5	5
当中間期変動額合計	5	5	14,596
当中間期末残高	323	323	55,472

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法

<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>時価法</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用していません。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="687 481 1029 577"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2025年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,510百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

中間損益計算書関係

自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	189百万円
無形固定資産	1,079百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	7,435百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭信託運用損	507百万円
支払利息	222百万円
雑損	159百万円
4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	50百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	299百万円
固定資産除却損	46百万円

中間株主資本等変動計算書関係

		自 2025年4月 1日			
		至 2025年9月30日			
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項					
配当金支払額					
2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。					
・普通株式の配当に関する事項					
	(1) 配当金の総額			38,115百万円	
	(2) 1株当たり配当額			7,400円	
	(3) 基準日			2025年3月31日	
	(4) 効力発生日			2025年6月30日	

金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	61,701	61,701	-
資産計	61,701	61,701	-
(2) その他（デリバティブ取引）	49	49	-
負債計	49	49	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等()	7,053
組合出資金等	2,761
合計	9,815

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	61,701	-	61,701
資産計	-	61,701	-	61,701
デリバティブ取引（通貨関連）	-	49	-	49
負債計	-	49	-	49

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類してあります。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類してあります。

有価証券関係

当中間会計期間末（2025年9月30日）

1．売買目的有価証券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額2,761百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載してありません。

デリバティブ取引関係

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,920	-	49	49

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
期首残高	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,431

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自2025年4月 1日 至2025年9月30日)
委託者報酬	83,248百万円
運用受託報酬	11,429百万円
成功報酬（注）	20百万円
その他営業収益	148百万円
合計	94,846百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示していません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
1 株当たり純資産額	10,769円89銭
1 株当たり中間純利益	4,564円89銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	23,512百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	23,512百万円
期中平均株式数	5,150千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2025年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
F F G 証券株式会社	3,000百万円	
京銀証券株式会社	3,000百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
第四北越証券株式会社	600百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
北洋証券株式会社	500百万円	
株式会社あいち銀行	18,000百万円	
株式会社青森みちのく銀行	19,562百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社神奈川銀行	6,191百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社きらやか銀行	24,000百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社京葉銀行	49,759百万円	
株式会社高知銀行	22,944百万円	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円	
株式会社三十三銀行	37,400百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	

株式会社静岡銀行	90,845百万円
株式会社十六銀行	36,839百万円
株式会社常陽銀行	85,113百万円
株式会社但馬銀行	5,481百万円
株式会社千葉銀行	145,069百万円
株式会社筑波銀行	48,868百万円
株式会社鳥取銀行	9,061百万円
株式会社トマト銀行	14,310百万円
株式会社富山銀行	6,730百万円
株式会社長崎銀行	7,621百万円
株式会社名古屋銀行	25,090百万円
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円
株式会社八十二長野銀行	52,200百万円 ^{**}
株式会社百五銀行	20,000百万円
株式会社百十四銀行	37,322百万円
株式会社広島銀行	54,573百万円
株式会社福岡中央銀行	4,000百万円
株式会社福島銀行	19,638百万円
株式会社豊和銀行	13,495百万円
株式会社北洋銀行	121,101百万円
株式会社北陸銀行	140,409百万円
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円
株式会社山形銀行	12,008百万円
株式会社琉球銀行	56,967百万円

* 2025年11月末現在

** 2026年1月1日現在

(3) 運用の委託先

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
American Century Investment Management, Inc. (アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク)	16,207,000米ドル	投資運用業を営んでいます。
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	4,744,391 ^{**}	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 2024年12月末現在

** 2025年9月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないません。

(3) 運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないません。

3【資本関係】

(2025年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）の株式の100.0%を保有しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型の2025年5月20日から2025年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型の2025年5月20日から2025年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型の2025年5月20日から2025年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型の2025年5月20日から2025年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。